

5 参考資料

5. 1 消費者教育に関する取組状況調査 調査票（大学・短期大学・高等専門学校）

本調査における「消費者教育」の考え方について

下記の内容を踏まえ、本アンケート調査についてご回答いただきますようお願い申し上げます。

○ 消費者教育の理念（消費者庁「消費者教育ポータルサイト」から）

近年、経済の仕組みの変化や規制緩和の流れの中で、消費者トラブルは多発し、その内容も複雑化、高度化しており、消費者教育の重要性は高まっています。

その中で、自らの利益の擁護及び増進のために自主的かつ合理的に行動し、消費者の権利を実現するように努め、自ら進んで、消費生活に関して必要な知識を修得し、必要な情報を収集するなど、自主的かつ合理的に行動するように努める消費者一すなわち「自立した消費者」の育成を目指すことが、消費者教育の理念です。

※消費者庁「消費者教育ポータルサイト」をご参照ください。
(<http://www.caa.go.jp/kportal/index.php>)

○ 消費者教育の目的

- (1) 消費者被害・事故にあわない消費者を育成する。
- (2) 安心して豊かな生活を送るため、自ら気づき、考え、行動する消費者を育成する。
- (3) 「持続可能な社会」について自覚し、行動する消費者を育成する。

○ 消費者教育の内容・・・以下のようなのが考えられます。

- (1) 消費者トラブルとその対処法について

【消費者トラブルの例】

・ キャッチセールス

→ 路上で美容に関するアンケートと称して声をかけられ、無料で美顔エステをすると勧められ営業所へ。そこで高額な家庭用美顔器の購入やエステの契約を長時間にわたって勧められ契約してしまった。

・ アポイントメントセールス

→ 出会い系サイトで知り合った相手と実際に会うことになった。相手は宝石店に勤務しており、職場で会うというので行くと、高額な商品を買うよう長時間にわたって勧められ契約してしまった。

・ マルチ商法

→ 友人からよきバイトがあるかと誘われ説明会に行くと、入会金を払ったり商品を購入して会員になり、新たな会員を勧誘すれば中間マージンが振り込まれると説明を受けた。その場で学生ローンに連れて行かれローンを組んだ。

・ セミナー商法

→ 会社説明会の帰りに「就職に役立つ」「自分を変える」といって自己啓発セミナーへの参加を勧誘された。一度行くと次のレベルのセミナーを勧められた。参加費用も徐々に高額となり、学生ローンの利用を勧められ、また、友人を勧誘するように言われた。

消費者教育に関する取組状況調査 調査票 (大学・短期大学・高等専門学校)

本調査票をご確認頂き、WEBサイトよりご回答ください
回答用WEBサイト (<http://www.mext-consumer.jp>)

調査主体：文部科学省 生涯学習政策局 男女共同参画学習課
調査委託先：株式会社 三菱総合研究所

・訪問販売

→一人住まいの自宅に新聞の勧誘が来て、長時間にわたって勧誘を受け、仕方なく契約を
してしまった。

・点検商法

→業者が自宅を訪問してきて、水道水を点検すると言って部屋に上り、「このままでは健康
被害を受ける」と言われ、高額な浄水器を購入する契約をしてしまった。

・金融商品・投資に関するトラブル

→友人から未公開株への投資を勧められ、消費者金融を利用して購入したが、株は上場さ
れず、解約も出来ない。

・賃貸アパートに関するトラブル

→退去時に敷金が返還されない、マンスリーマンションを契約したが最初の説明と違う部
屋だった。

・多重債務

→消費者金融、信販会社、銀行等からの借入やクレジットカードでの商品購入など複数の
事業者と取引を行っているうちに、借金の返済に行き詰まり、返済のために新たな借入
れをしてしまった。

【対処法の例】

- ・トラブルにあったときのクーリング・オフ等、契約の取り消しに関する知識
- ・消費生活センター、法テラスなどの相談先に関する知識
- ・悪質商法等の消費者トラブルへの対処法

(2) 消費生活に関する知識（暮らししていく上で必要となる知識）について

【消費生活に関する知識の例】

- ・クレジットカードやキャッシング等の経済に関する知識（クレジットの仕組み、金利の意
味 等）
- ・インターネットショッピングやインターネットオークションに関する知識（インターネット
トを安全に利用するために最初に確認すべき事項 等）
- ・家計管理（多重債務にならないために、収入を考慮した生活設計を行う）
- ・食品や製品の安全と表示に関する知識（取扱説明書等を読むことの重要性 等）
- ・身近な消費者行政の窓口や被害救済の相談窓口（消費生活センターの連絡先 等）
- ・契約についての義務と権利等（口頭でも契約が成立する等）

(3) 「持続可能な社会」への貢献について

【持続可能な社会への貢献の例】

- ・個人の消費行動が社会に与える影響と責任を理解した行動
- ・グリーンコンシューマー（環境への負荷ができるかぎり少ない商品等を選んで購入する）
- ・フェアトレード（生産者に公正な労働を保証している商品等を選んで購入する）
- ・地産地消（地域で生産したものを地域で消費することで、環境負荷への削減と地域経済活
性化への貢
献をする）

消費者教育に関する取組状況調査 調査票

※本調査においては、特段の記載がない場合、平成 22 年 6 月 1 日の状況についてご回答くださ
い。

※各項目において「その他」を選択された場合には、具体的な内容を入力してください。
空欄の場合、回答用 E 画面を次の項目に進めることが出来ません。

A. 学生生活支援・消費者問題全般

■ 貴学における、学生生活支援及び消費者問題全般について伺います。

Q1 学生生活の支援において特に課題であると考えているものについてあてはまるものを最大で
5 つまで選択ください。(複数選択)

- 1 大麻等の薬物問題
- 2 飲酒問題
- 3 喫煙問題
- 4 交通事故
- 5 悪質商法等の消費者被害
- 6 ハラスメント（セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、アカデミックハラ
スメント）
- 7 交際相手等からの暴力（デートDV、ストーカー等）
- 8 カルト・宗教等に関する問題
- 9 自己啓発セミナー等に関する問題
- 10 携帯電話・インターネットにおけるトラブル
- 11 学業不振・不登校
- 12 自殺
- 13 経済問題（学生ローン、多重債務等）
- 14 その他
- 15 特になし

具体的には：

Q2 学生生活の支援における対策・対応として、特に重点的に取り組まれていることについてあ
てはまるものを最大で 3 つまで選択ください。(複数選択)

- 1 学内全体に対する啓発・情報提供
- 2 啓業・ゼミにおける注意喚起
- 3 学生相談体制の充実
- 4 相談員と教職員との連携・協働
- 5 悩みを抱えていながら相談にこない学生への対応
- 6 奨学金等の経済的支援
- 7 学生の保護者との連携（保護者会の開催等）
- 8 学生の課外活動に対する支援
- 9 学外の専門機関（警察、消費生活センター等）との連携
- 10 他大学等の先進的取組等の情報収集
- 11 その他
- 12 特になし

具体的には：

B：学生・教職員に対する消費者問題に関する啓発・情報提供

■ 貴学における、学生に対する消費者問題に関する啓発・情報提供等について伺います。

Q4 消費者問題について学生に対してどのような啓発・情報提供を行っていますか。あてはまるものをすべて選択ください。(複数選択)

- 1 入学時等におけるガイダンス
- 2 シンポジウム・セミナー等の開催
- 3 学内へのポスター等への掲示
- 4 学生便覧等への記載
- 5 学生向けWebサイトへの掲載
- 6 メール配信
- 7 刊行物の作成・配布
- 8 保護者への情報提供
- 9 校内放送による注意喚起・情報提供
- 10 その他

具体的に：

11 特になし → Q7へ

■ 【Q4で「11」以外を選択した場合】消費者問題について啓発・情報提供を行っている場合について伺います。

Q5 消費者問題について学生に対してどのような内容の啓発・情報提供を行っていますか。あてはまるものをすべて選択ください。(複数選択)

- 1 マルチ商法とその対処法
- 2 マルチ商法以外の悪質商法（キャッチセールス、アポイントメントセールス等）とその対処法
- 3 金融商品・投資に関するトラブルとその対処法
- 4 賃貸アパート契約等の契約に関するトラブルとその対処法
- 5 学生ローン、消費者金融等の利用に関するトラブル（多重債務含む）とその対処法
- 6 携帯電話・インターネットに関するトラブルとその対処法
- 7 クレーシング・オフ等の制度や活用について
- 8 クレージットの仕組みについて
- 9 食品や製品の安全と表示について（グリーンコンシューマー等）
- 10 環境に配慮した商品取引について（フェアトレード等）
- 11 国際的な商品取引について（フェアトレード等）
- 12 その他

具体的に：

Q6 学生に対する消費者問題に関する啓発・情報提供について、具体的な取組内容を回答ください。(自由記述)

具体的に：

※ 取組の詳細について、実施要綱、パンフレット等の電子媒体をご提供いただける場合、Eメールにてご送付願います。

- 宛先：mext-consumer@mri.co.jp
- 件名に記入いただきたい事項：ID番号/貴学名/問番号
(記入例：0000/〇〇大学/Q6)

Q3 学生生活における消費者問題に関して、特に課題であると考えているものについてあてはまるものを最大で5つまで選択ください。(複数選択)

- 1 マルチ商法
- 2 マルチ商法以外の悪質商法（キャッチセールス、アポイントメントセールス等）
- 3 金融商品・投資に関するトラブル
- 4 賃貸アパート契約等の契約に関するトラブル
- 5 学生ローン、消費者金融等の利用に関するトラブル
- 6 携帯電話・インターネットに関するトラブル
- 7 クレーシング・オフ等の制度や活用についての理解不足
- 8 クレージットの仕組みの理解不足
- 9 食品や製品の安全と表示に関する理解不足
- 10 環境に配慮していない商品の流通
- 11 国際的な公正に取引されていない商品の流通
- 12 学生が悪質商法の加害者となること
- 13 その他

具体的に：

14 特になし

■ 貴学における、学生への注意喚起や相談対応を行うための教職員に対する消費者問題に関する啓発・情報提供等について伺います。

Q7 教職員に対する消費者問題に関する啓発・情報提供を行っていただけますか。あてはまるものすべてを選択ください。(複数選択)

- 1 全専任教員を対象に実施
- 2 生活指導・学生相談に関わる教職員を対象に実施
- 3 新任教職員を対象に実施
- 4 受講を希望する教職員を対象に実施
- 5 その他

6 特になし →Q11へ

■ 【Q7で「6」以外を選択した場合】教職員に対する消費者問題に関する啓発・情報提供等を行っている場合について伺います。

Q8 教職員に対する消費者問題に関する啓発・情報提供の方法について、あてはまるものすべてを選択ください。(複数選択)

- 1 シンポジウム・セミナーの開催
- 2 研修の実施
- 3 教職員用Webサイトへの掲載
- 4 会議等の場での情報提供
- 5 メール配信
- 6 対応マニュアル等刊行物の作成・配布
- 7 その他

8 具体的に:

Q9 教職員に対する消費者問題に関する啓発・情報提供の内容について、あてはまるものすべてを選択ください。(複数選択)

- 1 マルチ商法とその対処法
- 2 マルチ商法以外の悪質商法(キャッチセールス、アポイントメントセールス等)とその対処法
- 3 金融商品・投資に関するトラブルとその対処法
- 4 賃貸アパート契約等の契約に関するトラブルとその対処法
- 5 学生ローン、消費者金融等の利用に関するトラブル(多重債務含む)とその対処法
- 6 携帯電話・インターネットに関するトラブルとその対処法
- 7 クーリング・オフ等の制度や活用について
- 8 クレジットの仕組みについて
- 9 食品や製品の安全と表示について
- 10 環境に配慮した商品取引について(グリーンコンシューマー等)
- 11 国際的な商品取引について(フェアトレード等)
- 12 その他

13 具体的に:

Q10 教職員に対する消費者問題に関する啓発・情報提供について、具体的な取組内容を回答ください。(自由記述)

14 具体的に:

C: 学生相談体制等

■ 貴学における、消費者問題についての相談窓口及び対応等について伺います。

Q11 学生からの消費者問題についての相談は、どのような窓口において対応していただけますか。あてはまるものすべてを選択ください。(複数選択)

- 1 消費者問題に関する専用相談窓口において対応している
- 2 弁護士による法律相談窓口において対応している
- 3 学生部等、大学事務高の学生生活担当部局において対応している
- 4 学生生活全般に関する相談窓口において対応している
- 5 学生のメンタルヘルスに関する相談窓口において対応している
- 6 ハラスメントに関する専用相談窓口において対応している
- 7 特に相談窓口を設けていない →Q15へ
- 8 その他

9 具体的に:

■ 【Q11で「7」以外を選択した場合】消費者問題について相談を受けている場合について伺います。

Q12 学生からの消費者問題に関する相談窓口において対応を行う教職員に対して消費者問題についての研修を実施していますか。(1つ選択)

- 1 定期的な研修等を実施している
- 2 必要に応じて研修等を実施している
- 3 研修等は実施していない
- 4 その他

5 具体的に:

Q13 相談窓口において、平成21年度中に具体的にどのような消費者問題に関する相談がありましたか。あてはまるものすべてを選択ください。(複数選択)

- 1 マルチ商法とその対処法
- 2 マルチ商法以外の悪質商法(キャッチセールス、アポイントメントセールス等)とその対処法
- 3 金融商品・投資に関するトラブルとその対処法
- 4 賃貸アパート契約等の契約に関するトラブルとその対処法
- 5 学生ローン、消費者金融等の利用に関するトラブル(多重債務含む)とその対処法
- 6 携帯電話・インターネットに関するトラブルとその対処法
- 7 クーリング・オフ等の制度や活用について
- 8 クレジットの仕組みについて
- 9 食品や製品の安全と表示について
- 10 環境に配慮した商品取引について(グリーンコンシューマー等)
- 11 国際的な商品取引について(フェアトレード等)
- 12 その他

13 具体的に:

Q14 相談窓口に寄せられた消費者問題に関する相談内容について差し支えない範囲で具体的に例示ください。氏名等の個人情報については記載頂かないようご注意ください。(自由記述)

15 具体的に:

D：授業・ゼミにおける消費者教育の実施

貴学の講義（公開講座含む）及びゼミにおける消費者問題に関する教育の具体的な実施事例について、伺います。下記に示すキーワードごとに貴学の平成22年度のシラバス等を検索頂き、講義名・文中にキーワードの語句が含まれる科目を抽出してください。
抽出された科目の中から特に「消費者教育」への関連性の高い科目について、最大3科目分の詳細をご回答ください。なお、どのような教育内容が「消費者教育」に該当するかについては、「本調査における消費者教育の考え方について」をご確認頂き、回答する科目を選択する上で参考としてください。

キーワード	
消費者	
悪質商法（または、悪徳商法）	
消費生活	
生活スキル	
ライフスキル	
多重債務	
金融教育	
フェアトレード（または、公正取引）	
持続可能な社会	
環境教育	

※フェアトレード：生産者に公正な労働を保証している商品の取引

Q15 講義（公開講座含む）及びゼミにおける消費者問題に関する教育の具体的な実施事例についてご回答頂ける事例数を選択ください。（1つ選択）
 1 1科目について回答する →Q16～Q23に回答
 2 2科目について回答する →Q16～Q31に回答
 3 3科目について回答する →Q16～Q39に回答
 4 回答する科目はない

ご回答頂いた科目について、シラバス等の資料をご提供いただけた場合にはEメールにて送付下さい。（回答いただいた3科目以外にも該当する科目があり、シラバス等をご提供いただいた場合は併せて送付願います）

- 宛先：next-consumer@mri.co.jp
- 件名に記入いただきたい事項：ID番号／貴学名／問番号
（記入例：0000/〇〇大学/Q15）

■ 授業・ゼミにおける消費者教育の事例1
 授業・ゼミにおける消費者教育に関連する科目について回答ください。

Q16 科目名

Q17 開設部・学科名

Q18 担当教員の専門分野
 ※全学共通科目の場合は、「全学共通科目」と記載ください

Q19 学外の関係機関・団体との連携
 具体的に：
 ※外部講師を活用している場合、講師の所属、職種等を記載してください

Q20 概要（自由記述）
 具体的に：

Q21 受講対象者（複数選択）
 1 学部1年（短大1年、高専4年を含む）
 2 学部2年（短大2年、高専5年以上を含む）
 3 学部3年
 4 学部4年以上
 5 博士前期（修士）課程
 6 博士後期（博士）課程
 7 社会人・地域住民等（公開講座）
 8 いずれにも該当しない

Q22 選択・必修の別（1つ選択）
 1 選択科目
 2 必修科目
 3 単位を付与しない科目
 4 1, 2, 3のいずれにも該当しない

Q23 該当したキーワード（複数選択）
 1 消費者
 2 悪質商法（または、悪徳商法）
 3 消費生活
 4 生活スキル
 5 ライフスキル
 6 多重債務
 7 金融教育
 8 フェアトレード（または、公正取引）
 9 持続可能な社会
 10 環境教育

■ 授業・ゼミにおける消費者教育の事例2
 授業・ゼミにおける消費者教育に関連する科目について回答ください。

Q24 科目名

Q25 開 設 学
 部・学科名

※全学共通科目の場合は、「全学共通科目」と記載ください

Q26 担 当 教 員 の 専 門 分
 野

Q27 学外の関係機関・団体との連携
 具体的に：

※外部講師を活用している場合、講師の所属、職種等を記載してください

Q28 概 要 (自由
 記述)

Q29 受講対象者 (複数選択)
 1 学部1年 (短大1年、高専4年を含む)
 2 学部2年 (短大2年、高専5年以上を含む)
 3 学部3年
 4 学部4年以上
 5 博士前期 (修士) 課程
 6 博士後期 (博士) 課程
 7 社会人・地域住民等 (公開講座)
 8 いずれにも該当しない

Q30 選 択 ・ 必 修 の 別 (1つ選択)
 1 選択科目
 2 必修科目
 3 単位を付与しない科目
 4 「1」、「2」、「3」のいずれにも該当しない

Q31 該当したキーワード (複数選択)
 1 消費者
 2 悪徳商法 (または、悪徳商法)
 3 消費生活
 4 生活スキル
 5 ライフスキル
 6 多重債務
 7 金融教育
 8 フェアトレード (または、公正取引)
 9 持続可能な社会
 10 環境教育

■ 授業・ゼミにおける消費者教育の事例3
 授業・ゼミにおける消費者教育に関連する科目について回答ください。

Q32 科目名

Q33 開 設 学
 部・学科名

※全学共通科目の場合は、「全学共通科目」と記載ください

Q34 担 当 教 員 の 専 門 分
 野

Q35 学外の関係機関・団体との連携
 具体的に：

※外部講師を活用している場合、講師の所属、職種等を記載してください

Q36 概 要 (自由
 記述)

Q37 受講対象者 (複数選択)
 1 学部1年 (短大1年、高専4年を含む)
 2 学部2年 (短大2年、高専5年以上を含む)
 3 学部3年
 4 学部4年以上
 5 博士前期 (修士) 課程
 6 博士後期 (博士) 課程
 7 社会人・地域住民等 (公開講座)
 8 いずれにも該当しない

Q38 選 択 ・ 必 修 の 別 (1つ選択)
 1 選択科目
 2 必修科目
 3 単位を付与しない科目
 4 「1」、「2」、「3」のいずれにも該当しない

Q39 該当したキーワード (複数選択)
 1 消費者
 2 悪徳商法 (または、悪徳商法)
 3 消費生活
 4 生活スキル
 5 ライフスキル
 6 多重債務
 7 金融教育
 8 フェアトレード (または、公正取引)
 9 持続可能な社会
 10 環境教育

E：他機関との連携状況

■ **貴学における、消費者問題に関する他機関との連携状況について伺います。**

Q40 学生の消費者問題に対する対応において、どのような機関と連携をしていますか。あてはまるものをすべて選択ください。(複数選択)

- 1 消費生活センター →
- Q41 消費生活センターの名称： →
- 2 地方公共団体（消費生活センター除く）の消費者担当部局 →Q42 へ
- 3 警察 →Q42 へ
- 4 弁護士会 →Q42 へ
- 5 司法書士会 →Q42 へ
- 6 金融広報委員会 →Q42 へ
- 7 消費者団体 →
- Q42 へ
- 8 NPO等の民間団体 →
- Q42 へ
- 9 民間企業 →
- Q42 へ
- 10 大学生協 →Q42 へ
- 11 他大学等 →Q42 へ
- 12 その他
- 具体的には：
- 13 特に連携していない →Q43 へ

※ 地域の消費生活センターについては、独立行政法人国民生活センターの WEB サイトをご確認ください。(http://www.kokusen.go.jp/map/)。

■ **【Q40 で「1」を選択した場合】消費者問題に対する対応において、消費生活センターと連携している場合について伺います。**

Q41 学生の消費者問題に対する対応において、地域の消費生活センターとどのような連携を行っていますか。あてはまるものをすべて選択ください。(複数選択)

- 1 教材・広報物の共同作成・配布
- 2 相談窓口の紹介
- 3 センター作成の教材・掲示物等による学生へ情報提供
- 4 学生への講義・オリエンテーション講師を依頼
- 5 学内教職員対象の研修講師を依頼
- 6 学内関係組織との認識共有・意見交換
- 7 個別の消費者問題相談対応における連携
- 8 定期的な会議・会合の実施
- 9 その他
- 具体的には：

■ **【Q40 で「1」「13」以外を選択した場合】消費者問題に対する対応において、消費生活センター以外の機関と連携している場合について伺います。**

Q42 学生の消費者問題に対する対応において、他機関（消費生活センターを除く）との連携について、連携先機関及び取組の内容について具体的に回答ください。(自由記述)

具体的には：

F：今後の取組・課題について

Q43 その他、消費者教育に関して特記すべき取組がありましたら、ご記入ください。開始年度や取組の具体的な内容について記述してください。

具体的には：

※ **取組の詳細について、実施要綱、パンフレット等の電子媒体をご提供いただける場合、Eメールにてご送付願います。**

- 宛先：next-consumer@mri.co.jp
- 件名に記入いただきたい事項：ID 番号／貴学名／問番号
(記入例：0000/〇〇大学/Q43)

Q44 貴学において、今後、特に重点的に行いたいと考えている取組について教えてください。(複数選択)

- 1 学生に対する啓発・情報提供
- 2 教職員に対する啓発・情報提供
- 3 授業・ゼミにおける教育
- 4 学生からの相談への対応
- 5 他機関との連携の強化
- 6 その他
- 7 特にない
- 具体的には：

Q45 貴学において、今後、消費者教育を推進するにあたって、課題となることについて教えてください。(複数選択)

- 1 どのような取組をすればよいかわからない
- 2 指導者や講師となる人材が少ない
- 3 活用できる教材が少なくない
- 4 予算がない
- 5 他の優先課題があり取り組めない
- 他の優先課題を具体的に：

具体的には：

6 その他

7 特にない

Q46 貴学に消費者教育推進のために、国に期待することを教えてください。(複数選択)

- 1 どのような内容・方法で行えばよいか等の指針の提示
- 2 効果的な実践事例の紹介
- 3 教育関係者、消費者団体、企業等の関係者が一堂に会する機会の提供
- 4 多様な主体が連携・協働するための仕組みの創設
- 5 消費者被害の最新情報等の定期的な提供
- 6 学生向けパンフレット・教材等の作成・配布
- 7 教職員向け対応マニュアルの作成・配布
- 8 ホームページにおける消費者教育関連情報の充実
- 9 イベント・シンポジウム等の開催
- 10 大学等への財政的支援
- 11 大学等の教職員に対する研修

Q47 その他、消費者教育に関してご意見等がありましたらお書きください。

G：回答部局等について

■ **本調査にご回答頂いた部局及び学生の消費者問題に対する対応部局について伺います。**

F1 本調査のご回答を取りまとめられた担当部局名、担当者名、連絡先電話番号、Eメールアドレスをご記入ください。回答内容の作成に際して複数の部局が携わられた場合には、代表して本調査に回答頂く部局についてご記入ください。ご回答の内容についてご連絡させていただきます。

本調査のご回答を取りまとめられた部局と、学生の消費者問題に対する対応をご担当されている主たる部局が異なる場合については、別途、担当部局名、担当者名、連絡先電話番号、Eメールアドレスをご記入ください。

学校名

【回答部局】

回答担当部局	<input type="text"/>
担当者名	<input type="text"/>
連絡先電話番号	<input type="text"/>
Eメールアドレス	<input type="text"/>

【学生の消費者問題に対する対応部局】※上記と異なる場合

回答担当部局	<input type="text"/>
担当者名	<input type="text"/>
連絡先電話番号	<input type="text"/>
Eメールアドレス	<input type="text"/>

本調査における「消費者教育」の考え方について

下記の内容を踏まえ、本アンケート調査についてご回答いただきますようお願い申し上げます。

○ 消費者教育の理念（消費者庁「消費者教育ポータルサイト」から）

近年、経済の仕組みの変化や規制緩和の流れの中で、消費者トラブルは多発し、その内容も複雑化、高度化しており、消費者教育の重要性は高まっています。

その中で、自らの利益の擁護及び増進のために自主的かつ合理的に行動し、消費者の権利を実現するように努め、自ら進んで、消費生活に関して必要な知識を修得し、必要な情報を収集するなど、自主的かつ合理的に行動するように努める消費者一すなわち「自立した消費者」の育成を目指すことが、消費者教育の理念です。

※消費者庁「消費者教育ポータルサイト」をご参照ください。
 (http://www.caa.go.jp/kportal/index.php)

○ 消費者教育の目的

- (1) 消費者被害・事故にあらわれない消費者を育成する。
- (2) 安心して豊かな生活を送るため、自ら気づき、考え、行動する消費者を育成する。
- (3) 「持続可能な社会」について自覚し、行動する消費者を育成する。

○ 消費者教育の内容・・・以下のようものが考えられます。

(1) 消費者トラブルとその対処法について

【消費者トラブルの例】

- ・ キャッチセールス
 → 路上で美容に関するアンケートといって声をかけられ、無料で美顔エステをすると言われ営業所へ。そこで高額な家庭用美顔器の購入やエステの契約を長時間にわたって勧められ契約してしまった。
- ・ 訪問販売
 → 一人住まいの自宅に新聞の勧誘が来て、長時間にわたって勧誘を受け、仕方なく契約をしてしまった。
- ・ 点検商法
 → 業者が自宅を訪問してきて、水道水を点検すると言って部屋に上り、「このままでは健康被害を受ける」と言われ、高額な浄水器を購入する契約をしてしまった。
- ・ SF商法・催眠商法
 → 無料サンプル配布というチラシを見て会場に行くこと、狭い部屋に20～30人が集まっていた。販売員の話術と周りの雰囲気ですべて「買わなければ損」という気持ちになり、高額商品を購入してしまった。
- ・ 内職・モニター商法
 → 副収入が得られるとパソコンのデータ入力の仕事が勧誘された。仕事をするためには、指定の高額なソフトが必要ということで購入したが、仕事を紹介してもらえない。
- ・ マルチ商法

**消費者教育に関する取組状況調査 調査票
 （都道府県・市区町村教育委員会）**

本調査票をご確認頂き、WEBサイトよりご回答ください
 回答用WEBサイト (http://www.mext-consumer.jp)

調査主体：文部科学省 生涯学習政策局 男女共同参画学習課
 調査委託先：株式会社 三菱総合研究所

（ 参 考 ） 新学習指導要領における消費者教育に関する主な内容

① 小学校＜文部科学省平成20年3月告示＞

（家庭科）

- ・物や金銭の大切さに気付き、計画的な使い方を考えること
- ・身近な物の選び方、買い方を考え、適切に購入できること

② 中学校＜文部科学省平成20年3月告示＞

（社会科（公民））

- ・金融などの仕組みや働き
- ・消費者の自立の支援なども含めた消費者行政（消費者保護の例示）
（技術・家庭科）

- ・自分や家族の消費生活に関心を持ち、消費者の基本的な権利と責任について理解すること
（消費者基本法、消費生活センター、クーリング・オフ制度等）
- ・販売方法の特徴について知り、生活に必要な物質・サービスの適切な選択、購入及び活用ができること
（環境への配慮、電子マネー等）

③ 高等学校＜文部科学省平成21年3月告示＞

（公民科）

- ・消費者に関する問題
（消費者基本法、消費者契約法、多重債務問題、製品事故等）

（家庭科）

- ・消費生活の現状と課題や消費者の権利と責任
（消費構造の変化、消費行動の多様化等）
- ・消費生活と生涯を見通した経済の計画
- ・契約、消費者信用及びそれらをめぐる問題
（多重債務問題等）
- ・消費者問題や消費者の自立と支援

・架空請求・不当請求

→利用した覚えがないのに情報サイトの利用料金を請求された。
出会い系サイトで一回メールをしただけなのに高額な料金を請求された。

・金融商品・投資に関するトラブル

→友人から未公開株への投資を勧められ、預貯金を解約して購入したが、株は上場されず、解約も出来ない。

・多重債務

→消費者金融、信販会社、銀行等からの借入やクレジットカードでの商品購入など複数の事業者と取引を行っているうちに、借金の返済に行き詰まり、返済のために新たな借入れを繰り返した。

【対処法の例】

- ・トラブルにあったときのクーリング・オフ等、契約の取り消しに関する知識
- ・消費生活センター、法テラスなどの相談先に関する知識
- ・悪質商法等の消費者トラブルへの対処法

(2) 消費生活に関する知識（暮らしていく上で必要となる知識）について

【消費生活に関する知識の例】

- ・クレジットカードやキャッシング等の経済に関する知識（クレジットの仕組み、金利の意味等）
- ・インターネットショッピングやインターネットオークションに関する知識（インターネットを安全に利用するために最初に確認すべき事項等）
- ・家計管理（多重債務にならないために、収入を考慮した生活設計を行う）
- ・食品や製品の安全と表示に関する知識（取扱説明書等を読むことの重要性等）
- ・身近な消費者行政の窓口や被害救済の相談窓口（消費生活センターの連絡先等）
- ・契約についての義務と権利等（口頭でも契約が成立する等）

(3) 「持続可能な社会」への貢献について

【持続可能な社会への貢献の例】

- ・個人の消費行動が社会に与える影響と責任を理解した行動
- ・グリーンコミュニケーション（環境への負担ができるかぎり少ない商品等を選んで購入する）
- ・フェアトレード（生産者に公正な労働を保証している商品等を選んで購入する）
- ・地産地消（地域で生産したものを地域で消費することで、環境負荷への削減と地域経済活性化への貢献をする）

消費者教育に関する取組状況調査 調査票

※本調査においては、特段の記載がない場合、平成22年6月1日の状況についてご回答ください。
 ※各項目において「その他」を選択された場合には、具体的な内容を入力してください。
 空欄の場合、回答用WEB画面を次の項目に進めることが出来ません。

A：消費者関連部局との連携について

■ 消費者担当部局との連携について伺います。

Q1 貴教育委員会において、消費者担当部局と連携強化のため、連絡協議会を設置していますか。(1つ選択)

- 1 設置している →Q2へ
 2 設置していない →Q7へ

■ 【Q1で「1」を選択した場合】連絡協議会との連携の内容について伺います。

Q2 連絡協議会の名称、設置時期（設置年度）をご記入ください。

協議会名称： (文字入力)
 西暦： 年度（数値入力）

力)

Q3 連絡協議会の開催頻度について、あてはまるものを選択してください。(1つ選択)

- 1 1年に1回程度 4 1年に4回程度
 2 1年に2回程度 5 1年に5回以上
 3 1年に3回程度 6 その他 具体的に：

Q4 連絡協議会の構成メンバーを伺います。あてはまるものすべてを選択してください。また、連絡協議会を主催している組織を選択してください。(複数選択)

	構成メンバー	主催組織
1.	教育委員会社会教育担当部局	<input type="checkbox"/>
2.	教育委員会学校教育担当部局	<input type="checkbox"/>
3.	消費者担当部局（消費生活センター以外）	<input type="checkbox"/>
4.	消費生活センター（※）	<input type="checkbox"/>
5.	警察	<input type="checkbox"/>
6.	「1」～「5」以外の行政関連部局	<input type="checkbox"/>
	具体的に： <input type="text"/>	
7.	学校関係者（教員等）	<input type="checkbox"/>
	具体的に： <input type="text"/>	
8.	域内・近隣市区町村	<input type="checkbox"/>
9.	弁護士会	<input type="checkbox"/>
10.	司法書士会	<input type="checkbox"/>
11.	金融広報委員会	<input type="checkbox"/>
12.	消費者団体	<input type="checkbox"/>
	団体名： <input type="text"/>	
	具体的に： <input type="text"/>	
13.	その他	<input type="checkbox"/>

Q5 連携協議会の活動によって得られた成果を伺います。あてはまるものすべてを選択してください。(複数選択)

- 1 関係部局との情報や課題認識が共有できた
 2 学校や社会教育施設等への情報・教材の提供が推進・充実した
 3 学校や社会教育施設等への専門家の派遣が推進・充実した
 4 教員対象の研修事業が充実した
 5 教材・広報物が新たに作成できた
 6 関係部局が作成する教材・広報物に教育現場のニーズ等を反映させることができた
 7 セミナー・シンポジウム等を共催した
 8 その他 具体的に：
 9 特になし

Q6 連絡協議会についてどのような課題がありますか。あてはまるものすべてを選択してください。(複数選択)

- 1 会議が形式的なものになっている
 2 議論・検討すべき課題がない
 3 それぞれの取組報告に終わっていて、施策の推進に結びつかない
 4 ふさわしい部署が構成員になっていない
 5 その他 具体的に：
 6 特になし

■ 【Q1で「2」を選択した場合】連絡協議会を設置していない理由について伺います。

Q7 連絡協議会を設置していない理由は何ですか。あてはまるものすべてを選択してください。(複数選択)

- 1 業務多忙により取り組みにくい
 2 予算上の制約があり取り組むことが難しい
 3 協議会以外の手段で随時連携を図っている
 4 類似の協議会を設置しており、そちらで連携を図っている
 5 連携の必要性を感じない
 6 費用対効果に疑問を感じる
 7 その他 具体的に：
 8 特になし

■ 消費生活センターとの連携について伺います。

Q8 消費生活センターと消費者教育に関して連携していますか。(1つ選択)

1 連携している 消費生活センターの名称：
 2 連携していない →Q10へ
 3 域内に消費生活センターがない →Q10へ

■ 【Q8で「1」と選択した場合】消費生活センターとの連携の内容について伺います。

Q9 消費生活センターとの連携で実施している内容はどのようなものですか。あてはまるものすべてを選択してください。(複数選択) 学校や社会教育施設等への情報・教材の提供

1 学校や社会教育施設等への専門家の派遣
 2 教員対象の研修事業の実施
 3 教材・広報物を共同で作成・配布
 4 広報物等で消費生活センターの情報を提供
 5 セミナー・シンポジウムの開催

B：社会教育関連の設問

■ 教育委員会が実施・協力している消費者教育関連の取組について伺います。

Q10 貴教育委員会が平成21年度に実施した、または平成22年度に実施を予定している消費者教育関連の取組がありますか。(複数選択)

- 1 教育委員会の予算で実施している取組がある →Q11へ
- 2 教育委員会の関連団体・組織の予算で実施している取組がある →Q11へ

関連団体・組織名：

3 教育委員会の予算で実施している取組はないが、他部局の予算で実施している取組に協力している

(例：消費者担当部局の実施する消費者教育講座を、教育委員会の生涯学習講座の1メニューとして広報を行っている)

→Q11

4 教育委員会及び関連団体・組織の予算で実施している取組はない。また、他部局の取組については承知していない
→Q27へ

■ 【Q10で「1」、「2」、「3」を選択した場合】教育委員会が実施・協力している取組について伺います。

Q11 貴教育委員会が実施・協力している消費者教育関連の取組について、あてはまるものすべてを選択してください。(複数選択)

	教育委員会の 予算で実施	関連団体・組織 の予算で実施	他部局の取組 みに協力
1. 住民対象の学級・講座の実施	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2. 住民対象の指導者養成講座の実施	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3. イベント・シンポジウム等の開催	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4. パンフレット等の配布による情報提供	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5. 消費者教育実施団体への補助・支援	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6. 見守りボランティア等の登録・派遣	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7. その他	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

具体的に：

■ 【Q11で「1」、「2」を選択し、教育委員会の予算で実施している場合】住民対象の学級・講座や指導者養成講座について伺います。

Q12 住民対象の学級・講座や指導者養成講座を担当している講師の属性について伺います。あてはまるものすべてを選択してください。(複数選択)

- 1 教育委員会職員(社会教育主事等)
- 2 消費者担当部局職員
- 3 警察官
- 4 「1」～「3」以外の行政職員
- 5 行政職員以外の消費生活関連の有資格者(消費生活専門相談員等)
- 6 大学教授
- 7 弁護士
- 8 司法書士
- 9 民間企業
- 10 地域の消費者団体
- 11 NPO等の民間団体
- 12 その他

部局名：

企業名：

団体名：

団体に：

具体的に：

Q13 住民対象の学級・講座や指導者養成講座について教育効果の把握をしていますか。あてはまるものを選択してください。(複数選択)

■ 【Q10で「1」～「3」を選択した場合】教育委員会が実施・協力している取組について伺います。

Q14 消費者教育関連の取組について、代表的な取組について具体的に回答をお願いします。代表的な事例についてご回答頂ける事例数を選択ください。

- 1 1事例について回答する →Q15～Q20に回答
- 2 2事例について回答する →Q15～Q26に回答
- 3 回答する事例はない →Q27へ

※ 取組の詳細について、実施要綱、パンフレット等の電子媒体をご提供いただける場合、Eメールにてご送付願います。(回答いただいた2事例以外にも取組があり、実施要綱、パンフレット等をご提供いただけた場合は併せて送付願います)

- 宛先：next-consumer@mri.co.jp
- 件名に記入いただきたい事項：ID番号/貴教育委員会名/問番号
(記入例：01100/〇〇教育委員会/Q14)

【教育委員会で主催・共催・協力している消費者教育：事例1】

Q15 事業・講座名

Q16 主催組織

Q17 事業の概要

具体的に：

Q18 主な内容についてあてはまるものすべてを選択してください(複数選択)

- 1 マルチ商法とその対処法
- 2 マルチ商法以外の悪質商法(キヤッチセールス、アポイントメントセールス等)とその対処法
- 3 金融商品・投資に関するトラブルとその対処法
- 4 振り込み詐欺とその対処法
- 5 消費者金融等の利用に関するトラブル(多重債務含む)とその対処法
- 6 携帯電話・インターネットに関するトラブルとその対処法
- 7 クーリング・オフ等の制度やその活用について
- 8 クレジットの仕組みについて
- 9 食品や製品の安全と表示について
- 10 環境に配慮した商品取引について(グリーンコンシューマー等)
- 11 国際的な商品取引について(フェアトレード等)
- 12 その他

具体的に：

Q19 対象者

- 1 対象の限定なし
 - 2 女性のみ対象
 - 3 高齢者(おおむね60歳以上)のみ対象
 - 4 その他特定層対象
- 具体的に：

Q20 開始年度

- 1 平成20年度以前から継続して実施
- 2 平成21年度に初めて実施
- 3 平成22年度に初めて実施(予定)

【教育委員会で主催・共催・協力している消費者教育：事例2】

Q21 事業・講座名

Q22 主催組織

Q23 事業の概要
具体的に：

Q24 主な内容についてあてはまるものをすべて選択してください（複数選択）

- 1 マルチ商法とその対処法
 - 2 マルチ商法以外の悪質商法（キャッシュセールス、アポイントメントセールス等）とその対処法
 - 3 金融商品・投資に関するトラブルとその対処法
 - 4 振り込み詐欺とその対処法
 - 5 消費者金融等の利用に関するトラブル（多重債務含む）とその対処法
 - 6 携帯電話・インターネットに関するトラブルとその対処法
 - 7 クーリング・オフ等の制度やその活用について
 - 8 クレジットの仕組みについて
 - 9 食品や製品の安全と表示について
 - 10 環境に配慮した商品取引について（グリーンコンシューマー等）
 - 11 国際的な商品取引について（フェアトレード等）
 - 12 その他
- 具体的に：

Q25 対象者

- 1 対象の限定なし
 - 2 女性のみ対象
 - 3 高齢者（おおむね60歳以上）のみ対象
 - 4 その他特定層対象
- 具体的に：

Q26 開始年度

- 1 平成20年度以前から継続して実施
- 2 平成21年度に初めて実施
- 3 平成22年度に初めて実施（予定）

■ 公民館・生涯学習センター等における消費者教育について伺います。

※教育委員会等が実施している取組（Q10～Q26の回答）と重複がないようにしてください。

Q27 所管する公民館（市町村のみ）・生涯学習センター等の社会教育施設が平成21年度に主催した、または平成22年度に主催予定の消費者教育の実施状況を把握していますか。あてはまるものを選択してください。（1つ選択）

- 1 実施状況をおおむね把握している →Q28へ
- 2 実施状況を一部把握している →Q28へ
- 3 把握していない →Q41へ
- 4 その他 具体的に： →Q41へ

■【Q27で「1」「2」を選択した場合】公民館や生涯学習センターが主催している取組について伺います。

Q28 公民館や生涯学習センターが主催している消費者教育関連の取組について、代表的な取組について具体的に回答をお願いします。代表的な事例についてご回答頂ける事例数を選択ください。

- 1 1事例について回答する →Q29～Q34に回答
- 2 2事例について回答する →Q29～Q40に回答
- 3 回答する事例はない →Q41へ

※ 取組の詳細について、実施要綱、パンフレット等の電子媒体をご提供いただける場合、Eメールにてご送付願います。（回答いただいた2事例以外にも取組があり、実施要綱、パンフレット等をご提供いただける場合は併せて送付願います）

- 宛先：next-consumer@mri.co.jp
- 件名に記入いただきたい事項：ID番号/貴教育委員会名/問番号
(記入例：011100/〇〇教育委員会/Q28)

【公民館や生涯学習センターが主催している消費者教育：事例1】

Q29 施設名

Q30 事業・講座名

Q31 事業の概要
具体的に：

Q32 主な内容についてあてはまるものをすべて選択してください（複数選択）

- 1 マルチ商法とその対処法
- 2 マルチ商法以外の悪質商法（キャッシュセールス、アポイントメントセールス等）とその対処法
- 3 金融商品・投資に関するトラブルとその対処法
- 4 振り込み詐欺とその対処法
- 5 消費者金融等の利用に関するトラブル（多重債務含む）とその対処法
- 6 携帯電話・インターネットに関するトラブルとその対処法
- 7 クーリング・オフ等の制度やその活用について
- 8 クレジットの仕組みについて
- 9 食品や製品の安全と表示について
- 10 環境に配慮した商品取引について（グリーンコンシューマー等）
- 11 国際的な商品取引について（フェアトレード等）
- 12 その他 具体的に：

Q33 対象者

- 1 対象の限定なし
- 2 女性のみ対象
- 3 高齢者（おおむね60歳以上）のみ対象
- 4 その他特定層対象 具体的に：

【公民館や生涯学習センターが主催している消費者教育：事例2】

Q35 施設名

Q36 事業・講座名

Q37 事業の概要

具体的に：

- Q38 主な内容についてあてはまるものをすべて選択してください（複数選択）
- 1 マルチ商法とその対処法
 - 2 マルチ商法以外の悪質商法（キャッチセールス、アポイントメントセールス等）とその対処法
 - 3 金融商品・投資に関するトラブルとその対処法
 - 4 振り込み詐欺とその対処法
 - 5 消費者金融等の利用に関するトラブル（多重債務含む）とその対処法
 - 6 携帯電話・インターネットに関するトラブルとその対処法
 - 7 クーリング・オフ等の制度やその活用について
 - 8 クレジットの仕組みについて
 - 9 食品や製品の安全と表示について
 - 10 探偵に配慮した商品取引について（グリーンコンシューマー等）
 - 11 国際的な商品取引について（フェアトレード等）
 - 12 その他
- 具体的に：

- Q39 対象者
- 1 対象の限定なし
 - 2 女性のみ対象
 - 3 高齢者（おおむね60歳以上）のみ対象
 - 4 その他特定層対象
- 具体的に：
- Q40 事業開始年度
- 1 平成20年度以前から継続して実施
 - 2 平成21年度に初めて実施
 - 3 平成22年度に初めて実施（予定）

C：学校教育関連の設問

■ 学校教育の教科等における消費者教育の実施状況について伺います。

- Q41 貴教育委員会において、所管の学校（設置している学校）が平成21年度に実施した、または平成22年度に実施予定の取組を把握していますか。（1つ選択）
- 1 実施状況をおおむね把握している → Q42へ
 - 2 実施状況を一部把握している → Q42へ
 - 3 把握していない → Q55
 - 4 その他
- 具体的に：

※学校教育における消費者教育の取組の例
 ・総合的な学習の時間において、外部講師による多重債務についての授業を実施
 ・道徳の時間に、消費生活センターが作成した教材を使用して、ものやお金の使い方と大切さについての授業を実施

■ 【Q41で「1」、「2」を選択した場合】正規の教育課程における消費者教育の取組について伺います。

- Q42 学校が主催している消費者教育関連の取組について、代表的な取組について具体的に回答をお願いします。代表的な事例についてご回答頂けると幸いです。
- 1 1事例について回答する → Q43～Q48に回答
 - 2 2事例について回答する → Q43～Q54に回答
 - 3 回答する事例はない → Q55へ

※ 取組の詳細については、実施要綱、パンフレット等の電子媒体をご提供いただける場合、Eメールにてご送付願います。（回答いただいた2事例以外にも取組があり、実施要綱、パンフレット等をご提供いただける場合は併せて送付願います）

- 〇 宛先：mext-consumer@mri.co.jp
- 〇 件名に記入いただきたい事項：ID番号/貴教育委員会名/問番号
 （記入例：01100/〇〇教育委員会/Q42）

【学校が主催している消費者教育：事例1】

Q43 事業名

Q44 実施した教科等

Q45 事業の内容

具体的に：

- Q46 外部講師の属性（複数選択）
- 1 教育委員会職員（社会教育主事等）
 - 2 消費者担当部局職員（「3」を除く）
 - 3 消費生活センター職員（相談員含む）
 - 4 警察官
 - 5 「1」～「3」以外の行政職員
 - 6 行政職員以外の消費生活関連の有資格者（消費生活専門相談員等）
 - 7 大学教授
 - 8 弁護士
 - 9 司法書士
 - 10 民間企業
- 企業名：

Q47 主な内容についてあてはまるものをすべて選択してください（複数選択）

- 1 マルチ商法とその対処法
 - 2 マルチ商法以外の悪質商法（キャッチセールス、アポイントメントセールス等）とその対処法
 - 3 金融商品・投資に関するトラブルとその対処法
 - 4 振り込み詐欺とその対処法
 - 5 消費者金融等の利用に関するトラブル（多重債務含む）とその対処法
 - 6 携帯電話・インターネットに関するトラブルとその対処法
 - 7 クーリング・オフ等の制度やその活用について
 - 8 クレジットの仕組みについて
 - 9 食品や製品の安全と表示について
 - 10 環境に配慮した商品取引について（グリーンコンシューマー等）
 - 11 国際的な商品取引について（フェアトレード等）
 - 12 その他
- 具体的に：

Q48 開始年度

- 1 平成20年度以前から継続して実施
- 2 平成21年度に初めて実施
- 3 平成22年度に初めて実施（予定）

【学校が主催している消費者教育：事例2】

Q49 事業名

具体的に：

Q50 実施した教科等

具体的に：

Q51 事業の内容

具体的に：

Q52 外部講師の属性（「14」以外複数回答）

- 1 教育委員会職員（社会教育主事等）
 - 2 消費者担当部局職員（「3」を除く）
 - 3 消費生活センター職員（相談員含む）
 - 4 警察官
 - 5 「1」～「4」以外の行政職員
 - 6 行政職員以外の消費生活関連の有資格者（消費生活専門相談員等）
 - 7 大学教員
 - 8 弁護士
 - 9 司法書士
 - 10 民間企業
 - 11 地域の消費者団体
 - 12 NPO等の民間団体
 - 13 その他
 - 14 学校外からの講師等を招へない
- 具体的に：
- 企業名：
- 団体名：
- 団体の種類：
- 具体的に：

Q53 主な内容についてあてはまるものをすべて選択してください（複数選択）

- 1 マルチ商法とその対処法
- 2 マルチ商法以外の悪質商法（キャッチセールス、アポイントメントセールス等）とその対処法
- 3 金融商品・投資に関するトラブルとその対処法

- 1 クーリング・オフ等の制度やその活用について
 - 2 クレジットの仕組みについて
 - 3 食品や製品の安全と表示について
 - 4 環境に配慮した商品取引について（グリーンコンシューマー等）
 - 5 国際的な商品取引について（フェアトレード等）
 - 6 その他
- 具体的に：

Q54 開始年度

- 1 平成20年度以前から継続して実施
- 2 平成21年度に初めて実施
- 3 平成22年度に初めて実施（予定）

■ 教職員対象の研修の実施状況について伺います。

Q55 貴教育委員会が平成21年度に実施した、または平成22年度に実施予定の教職員対象の研修において、消費者教育に関する内容を扱っていますか。他機関が主催する研修への教職員の派遣も含まれます。（1つ選択）

- 1 扱っている →Q56へ
- 2 扱っていない →Q58へ
- 3 現在は扱っていないが、今後実施予定 →Q58へ
- 4 研修は実施していない →Q58へ
- 5 その他 →Q58へ

具体的に：

※ 取組の詳細について、実施要綱、パンフレット等の電子媒体をご提供いただければ、Eメールにてご送付いたします。

- 宛先：next-consumer@mrii.co.jp
- 件名に記入いただきたい事項：ID番号/貴教育委員会名/問番号
(記入例：01100/〇〇教育委員会/Q55)

■ 【Q51で「1」を選択した場合】教職員研修制度の実施内容について伺います。

Q56 貴教育委員会で実施している教職員研修制度の実施内容について伺います。あてはまるものをすべて選択してください。（複数選択）

- 1 消費者教育に特化した研修を実施している
- 2 研修の一部に消費者教育にかかる内容を含む研修を実施している
- 3 他機関が主催する研修に教職員を派遣している

派遣先等（具体的に）：

Q57 貴教育委員会で実施している教職員研修制度の具体的内容について、教えてください。

実施内容（具体的に）

■ 消費者担当部局との人事交流について伺います。

- Q58 貴教育委員会においては、消費者担当部局との人事交流を図っていますか。（複数選択）
- 1 消費者担当部局に教員を配置している（長期研修含む）
 - 2 消費者担当部局に教育委員会経験者を配置している
 - 3 教育委員会に消費者担当部局経験者を配置している

D：今後の取組・課題について

Q59 その他、消費者教育に関して特記すべき取組がありましたら、ご記入ください。
開始年度や取組の具体的な内容について記述してください。

具体的に：

※ **取組の詳細について、実施要綱、パンフレット等の電子媒体をご提供いただける場合、Eメールにてご送付願います。**

- 宛先：next-consumer@mri.co.jp
- 件名に記入いただきたい事項：ID番号/貴教育委員会名/問番号
(記入例：01100/〇〇教育委員会/Q59)

Q60 貴教育委員会において、今後、特に重点的に行いたいと考えている取組について教えてください。(複数選択)

- 1 学校における消費者教育の充実
- 2 社会教育施設における消費者教育の充実
- 3 住民を対象とした啓発・情報提供
- 4 学校教職員への研修
- 5 教員の指導マニュアル、指導者手引きの作成
- 6 社会教育における消費者教育の担い手の育成
- 7 学校教育の教材の作成
- 8 社会教育の教材の作成
- 9 消費者担当部局との連携の強化
- 10 その他
- 11 特になし

具体的に：

Q61 貴教育委員会において、今後、消費者教育を推進するにあたって、課題となることについて教えてください。(複数選択)

- 1 どのような取組をすればよいかわからない
- 2 指導者や講師となる人材が少ない
- 3 活用できる教材が少ない
- 4 予算がない
- 5 他の優先課題があり取り組めない

他の課題の具体例(具体的に)：

- 6 その他
- 7 特になし

具体的に：

Q62 貴教育委員会における消費者教育推進のために、国に期待することを教えてください。(13)以外複数回答)

- 1 どのような内容・方法で行えばよいか等の指針の提示
- 2 効果的な実践事例の紹介
- 3 教育関係者、消費者団体、企業等の関係者が一堂に会する機会の提供
- 4 多様な主体が連携・協働するための仕組みの創設
- 5 学級・講座の実施のための指導者養成の推進
- 6 消費者被害の最新情報等の定期的な提供
- 7 パンフレット・教材等の作成・配布
- 8 ホームページにおける消費者教育関連情報の充実
- 9 イベント・シンポジウム等の開催

Q63 その他、消費者教育に関してご意見等がありましたらお書きください。

E：回答部局等について

F1 貴都道府県名・市区町村名(市区町村のみ)をご記入ください

都道府県名

市区町村名

F2 本調査票の回答をとりまとめられた担当部局名、担当者名、連絡先電話番号、Eメールアドレスをご記入ください。回答内容の作成に際して複数の部局が関わった場合には、代表して回答する部局の名称をご記入ください。ご回答の内容お問合せをさせていただくことがあります。
本調査のご回答を取りまとめられた部局と、消費者問題の担当部局が異なる場合には、別途、担当部局名、担当者名、連絡先電話番号、Eメールアドレスをご記入ください。

【回答部局】

回答担当部局 担当者名
連絡先電話番号 Eメールアドレス

【消費者問題の主対応部局】 ※上記と異なる場合

主担当部局 担当者名
連絡先電話番号 Eメールアドレス

5. 3 消費者教育に関する取組状況調査（大学・短期大学・高等専門学校）単純集計結果

(1) 学生生活支援・消費者問題全般

Q1 学生生活支援における課題

学生生活の支援において特に課題であると考えているものについてあてはまるものを最大で5つまで選択ください。（複数選択）

学生生活支援における課題

	全体	学業不振・不登校	喫煙問題	大麻等の薬物問題	ハラスメント(セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、アカデミックハラスメント)	交通事故	飲酒問題	悪質商法等の消費者被害	携帯電話・インターネットにおけるトラブル	経済問題(学生ローン、多重債務等)	カルト・宗教等に関する問題	交際相手等からの暴力(デートDV、ストーカー等)	自殺	自己啓発セミナー等に関する問題	その他	特になし
全体:n=1039	1039	692	590	520	471	407	325	290	290	286	255	100	97	31	61	14

学生生活支援における課題（設置者別）

	全体	学業不振・不登校	喫煙問題	大麻等の薬物問題	ハラスメント(セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、アカデミックハラスメント)	交通事故	飲酒問題	悪質商法等の消費者被害	携帯電話・インターネットにおけるトラブル	経済問題(学生ローン、多重債務等)	カルト・宗教等に関する問題	交際相手等からの暴力(デートDV、ストーカー等)	自殺	自己啓発セミナー等に関する問題	その他	特になし
国立:n=126	126	75	46	58	66	60	78	18	42	12	49	6	40	3	6	2
公立:n=85	85	58	25	35	38	38	29	21	19	13	18	10	9	2	10	2
私立:n=827	827	558	518	427	367	309	218	251	228	260	188	83	48	26	45	10

学生生活支援における課題（校種別）

	全体	学業不振・不登校	喫煙問題	大麻等の薬物問題	ハラスメント(セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、アカデミックハラスメント)	交通事故	飲酒問題	悪質商法等の消費者被害	携帯電話・インターネットにおけるトラブル	経済問題(学生ローン、多重債務等)	カルト・宗教等に関する問題	交際相手等からの暴力(デートDV、ストーカー等)	自殺	自己啓発セミナー等に関する問題	その他	特になし
大学:n=672	672	443	350	378	329	252	244	183	147	187	203	52	74	21	38	9
短期大学:n=317	317	218	206	129	128	123	62	103	106	97	52	43	10	9	21	4
高等専門学校:n=49	49	30	33	13	14	32	19	4	36	1	0	4	13	1	2	1

学生生活支援における課題（規模別）

	全体	学業不振・不登校	喫煙問題	大麻等の薬物問題	ハラスメント(セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、アカデミックハラスメント)	交通事故	飲酒問題	悪質商法等の消費者被害	携帯電話・インターネットにおけるトラブル	経済問題(学生ローン、多重債務等)	カルト・宗教等に関する問題	交際相手等からの暴力(デートDV、ストーカー等)	自殺	自己啓発セミナー等に関する問題	その他	特になし
小規模:n=740	740	519	429	311	317	321	179	205	226	217	115	78	52	15	40	12
中規模:n=155	155	101	87	106	83	52	60	39	37	41	53	9	16	10	14	1
大規模:n=143	143	71	73	103	71	34	86	46	26	27	87	12	29	6	7	1

Q2 学生生活支援における対策・対応

学生生活の支援における対策・対応として特に重点的に取り組まれていることについてあてはまるものを最大で3つまで選択ください。（複数選択）

学生生活支援における対策・対応

	全体	学生相談体制の充実	学内全体に対する啓発・情報提供	奨学金等の経済的支援	学生の課外活動に対する支援	学生の保護者との連携(保護者会の開催等)	授業・ゼミにおける注意喚起	相談員と教職員との連携	学外の専門機関(警察、消費生活センター等)との連携	悩みを抱えていないながら相談に来ない学生への対応	他大学等の先進的取組等の情報収集	その他	特になし
全体:n=1039	1039	680	534	499	259	251	225	219	108	77	19	13	11

学生生活支援における対策・対応（設置者別）

	全体	学生相談体制の充実	学内全体に対する啓発・情報提供	奨学金等の経済的支援	学生の課外活動に対する支援	学生の保護者との連携(保護者の開催等)	授業・ゼミにおける注意喚起	相談員と教職員との連携・協働	学外の専門機関(警察、消費生活センター等)との連携	悩みを抱えながら相談に来ない学生への対応	他大学等の先進的取組等の情報収集	その他	特になし
国立:n=126	126	100	67	48	50	20	11	29	11	6	1	1	2
公立:n=85	85	65	46	33	19	4	10	28	13	8	1	1	1
私立:n=827	827	514	420	418	190	227	204	162	83	63	17	11	8

学生生活支援における対策・対応（校種別）

	全体	学生相談体制の充実	学内全体に対する啓発・情報提供	奨学金等の経済的支援	学生の課外活動に対する支援	学生の保護者との連携(保護者の開催等)	授業・ゼミにおける注意喚起	相談員と教職員との連携・協働	学外の専門機関(警察、消費生活センター等)との連携	悩みを抱えながら相談に来ない学生への対応	他大学等の先進的取組等の情報収集	その他	特になし
大学:n=672	672	459	341	335	184	150	114	156	67	53	11	8	6
短期大学:n=317	317	185	169	152	53	86	107	53	36	22	7	4	4
高等専門学校:n=49	49	35	23	12	22	15	4	10	4	2	1	1	1

学生生活支援における対策・対応（規模別）

	全体	学生相談体制の充実	学内全体に対する啓発・情報提供	奨学金等の経済的支援	学生の課外活動に対する支援	学生の保護者との連携(保護者の開催等)	授業・ゼミにおける注意喚起	相談員と教職員との連携・協働	学外の専門機関(警察、消費生活センター等)との連携	悩みを抱えながら相談に来ない学生への対応	他大学等の先進的取組等の情報収集	その他	特になし
小規模:n=740	740	474	370	341	153	186	182	147	82	65	17	10	10
中規模:n=155	155	112	76	88	55	38	21	35	13	5	0	0	0
大規模:n=143	143	93	87	70	51	27	22	37	12	7	2	3	1

Q3 消費者問題に関する課題

学生生活における消費者問題に関して、特に課題であると考えているものについてあてはまるものを最大で5つまで選択ください。（複数選択）

消費者問題に関する課題

	全体	携帯電話・インターネットに関するトラブル	マルチ商法以外の悪質商法(キャッチセールス、アポイントメントセールス等)	マルチ商法	クーリング・オフ等の制度や活用についての理解不足	学生ローン、消費者金融等に関するトラブル(多重債務含む)	学生が悪質商法に被害者となること	賃貸アパート契約等に関するトラブル	クレジットの仕組みに関する理解不足	食品や製品の安全と表示に関する理解不足	金融商品・投資に関するトラブル	環境に配慮していない商品の流通	国際的な公正に取引されていない商品の流通	その他	特になし
全体:n=1039	1039	667	640	534	348	288	278	224	194	54	50	16	13	10	109

消費者問題に関する課題（設置者別）

	全体	携帯電話・インターネットに関するトラブル	マルチ商法以外の悪質商法(キャッチセールス、アポイントメントセールス等)	マルチ商法	クーリング・オフ等の制度や活用についての理解不足	学生ローン、消費者金融等に関するトラブル(多重債務含む)	学生が悪質商法に被害者となること	賃貸アパート契約等に関するトラブル	クレジットの仕組みに関する理解不足	食品や製品の安全と表示に関する理解不足	金融商品・投資に関するトラブル	環境に配慮していない商品の流通	国際的な公正に取引されていない商品の流通	その他	特になし
国立:n=126	126	98	72	59	48	34	35	21	23	3	10	1	3	3	10
公立:n=85	85	47	40	33	20	25	20	18	14	3	3	0	0	0	17
私立:n=827	827	522	528	442	280	229	223	185	157	48	37	15	10	7	81

消費者問題に関する課題（校種別）

	全体	携帯電話・インターネットに関するトラブル	マルチ商法以外の悪質商法(キャッチセールス、アポイントメントセールス等)	マルチ商法	クーリング・オフ等の制度や活用についての理解不足	学生ローン、消費者金融等に関するトラブル(多重債務含む)	学生が悪質商法に被害者となること	賃貸アパート契約等に関するトラブル	クレジットの仕組みに関する理解不足	食品や製品の安全と表示に関する理解不足	金融商品・投資に関するトラブル	環境に配慮していない商品の流通	国際的な公正に取引されていない商品の流通	その他	特になし
大学:n=672	672	427	440	375	230	205	199	164	102	17	37	6	6	6	69
短期大学:n=317	317	198	184	148	102	74	69	59	81	35	12	10	5	2	35
高等専門学校:n=49	49	42	16	11	16	9	10	1	11	2	1	0	2	2	4

消費者問題に関する課題（規模別）

	全体	携帯電話・インターネットに関するトラブル	マルチ商法以外の悪質商法（キャッチセールス、アポイントメントセールス等）	マルチ商法	クーリング・オフ等の活用についての理解不足	学生ローン、消費者金融等に関するトラブル（多重債務含む）	学生が悪質商法と加害者となること	賃貸アパート契約等の契約に関するトラブル	クレジットの仕組みの理解不足	食品や製品の安全と表示に関する理解不足	金融商品・投資に関するトラブル	環境に配慮していない商品の流通	国際的な公正に取引されていない商品の流通	その他	特になし
小規模：n=740	740	460	414	333	237	197	156	139	159	46	29	13	11	8	98
中規模：n=155	155	110	114	90	55	46	60	48	20	4	2	1	1	0	5
大規模：n=143	143	97	112	111	56	45	62	37	15	4	19	2	1	2	5

(2) 学生・教職員に対する消費者問題に関する啓発・情報提供

Q4 学生に対する啓発・情報提供

消費者問題について学生に対してどのような啓発・情報提供を行っていますか。あてはまるものをすべて選択ください。（複数選択）

学生に対する啓発・情報提供

	全体	学内へのポスター等への提示	入学時等におけるガイダンス	学生便覧等への記載	刊行物の作成・配布	学生向けWebサイトへの掲載	シンポジウム・セミナー等の開催	保護者への情報提供	メール配信	校内放送による注意喚起・情報提供	その他	特になし
全体：n=1039	1039	808	729	562	269	199	123	110	77	26	45	83

学生に対する啓発・情報提供（設置者別）

	全体	学内へのポスター等への提示	入学時等におけるガイダンス	学生便覧等への記載	刊行物の作成・配布	学生向けWebサイトへの掲載	シンポジウム・セミナー等の開催	保護者への情報提供	メール配信	校内放送による注意喚起・情報提供	その他	特になし
国立：n=126	126	94	71	60	32	29	19	10	7	0	11	8
公立：n=85	85	61	52	37	14	20	11	3	10	0	1	12
私立：n=827	827	652	605	465	223	150	93	97	60	26	33	63

学生に対する啓発・情報提供（校種別）

	全体	学内へのポスター等への提示	入学時等におけるガイダンス	学生便覧等への記載	刊行物の作成・配布	学生向けWebサイトへの掲載	シンポジウム・セミナー等の開催	保護者への情報提供	メール配信	校内放送による注意喚起・情報提供	その他	特になし
大学：n=672	672	540	506	406	197	166	80	82	56	15	22	45
短期大学：n=317	317	237	214	154	66	33	30	24	19	11	18	32
高等専門学校：n=49	49	30	8	2	6	0	13	4	2	0	5	6

学生に対する啓発・情報提供（規模別）

	全体	学内へのポスター等への提示	入学時等におけるガイダンス	学生便覧等への記載	刊行物の作成・配布	学生向けWebサイトへの掲載	シンポジウム・セミナー等の開催	保護者への情報提供	メール配信	校内放送による注意喚起・情報提供	その他	特になし
小規模：n=740	740	554	479	343	153	83	77	51	52	16	32	80
中規模：n=155	155	132	130	110	52	48	17	19	9	3	8	1
大規模：n=143	143	121	119	109	64	68	29	40	16	7	5	2

Q5 学生に対する啓発・情報提供の内容

【Q4で「特になし」以外を選択した場合のみ回答】

消費者問題について学生に対してどのような内容の啓発・情報提供を行っていますか。
あてはまるものをすべて選択ください。(複数選択)

学生に対する啓発・情報提供の内容

	全体	マルチ商 法以外の 悪質商法 (キャッチ セールス、アポ イントメン トセールス等)とそ の対処法	マルチ商 法とその 対処法	クーリ ング・オフ等 の制度や 活用につ いて	携帯電 話・イン ターネット に関する トラブルと その対処 法	学生ロー ン、消費 者金融等 の利用に 関する トラブル (多重債 務含む) とその対 処法	クレジット の仕組み について	金融商 品・投資 に関する トラブルと その対処 法	賃貸ア パート契 約等に関 するトラ ブルとそ の対処法	食品や製 品の安全 と表示に ついて	環境に配 慮した商 品取引に ついて (グリーン コン シュー マー等)	国際的な 商品取引 について (フェア トレード等)	その他
全体:n=956	956	763	686	575	542	290	239	151	126	64	18	12	33

学生に対する啓発・情報提供の内容 (設置者別)

	全体	マルチ商 法以外の 悪質商法 (キャッチ セールス、アポ イントメン トセールス等)とそ の対処法	マルチ商 法とその 対処法	クーリ ング・オフ等 の制度や 活用につ いて	携帯電 話・イン ターネット に関する トラブルと その対処 法	学生ロー ン、消費 者金融等 の利用に 関する トラブル (多重債 務含む) とその対 処法	クレジット の仕組み について	金融商 品・投資 に関する トラブルと その対処 法	賃貸ア パート契 約等に関 するトラ ブルとそ の対処法	食品や製 品の安全 と表示に ついて	環境に配 慮した商 品取引に ついて (グリーン コン シュー マー等)	国際的な 商品取引 について (フェア トレード等)	その他
国立:n=118	118	85	83	71	82	32	37	25	10	6	1	1	9
公立:n=73	73	53	49	41	37	24	23	18	8	4	1	0	5
私立:n=764	764	624	554	462	422	233	179	107	108	54	16	11	19

学生に対する啓発・情報提供の内容 (校種別)

	全体	マルチ商 法以外の 悪質商法 (キャッチ セールス、アポ イントメン トセールス等)とそ の対処法	マルチ商 法とその 対処法	クーリ ング・オフ等 の制度や 活用につ いて	携帯電 話・イン ターネット に関する トラブルと その対処 法	学生ロー ン、消費 者金融等 の利用に 関する トラブル (多重債 務含む) とその対 処法	クレジット の仕組み について	金融商 品・投資 に関する トラブルと その対処 法	賃貸ア パート契 約等に関 するトラ ブルとそ の対処法	食品や製 品の安全 と表示に ついて	環境に配 慮した商 品取引に ついて (グリーン コン シュー マー等)	国際的な 商品取引 について (フェア トレード等)	その他
大学:n=627	627	532	478	400	350	202	152	113	90	27	5	5	25
短期大学:n=285	285	213	192	160	160	80	73	32	36	34	12	6	6
高等専門学校:n=43	43	17	16	14	31	7	14	5	0	3	1	1	2

学生に対する啓発・情報提供の内容 (規模別)

	全体	マルチ商 法以外の 悪質商法 (キャッチ セールス、アポ イントメン トセールス等)とそ の対処法	マルチ商 法とその 対処法	クーリ ング・オフ等 の制度や 活用につ いて	携帯電 話・イン ターネット に関する トラブルと その対処 法	学生ロー ン、消費 者金融等 の利用に 関する トラブル (多重債 務含む) とその対 処法	クレジット の仕組み について	金融商 品・投資 に関する トラブルと その対処 法	賃貸ア パート契 約等に関 するトラ ブルとそ の対処法	食品や製 品の安全 と表示に ついて	環境に配 慮した商 品取引に ついて (グリーン コン シュー マー等)	国際的な 商品取引 について (フェア トレード等)	その他
小規模:n=660	660	496	434	364	373	198	179	100	78	57	17	9	21
中規模:n=154	154	132	123	107	82	44	30	21	28	4	1	3	5
大規模:n=141	141	134	129	103	86	47	30	29	20	3	0	0	7

Q7 教職員に対する啓発・情報提供

教職員に対する消費者問題に関する啓発・情報提供を行っていますか。あてはまるものをすべて選択ください。(複数選択)

教職員に対する啓発・情報提供

	全体	生活指導・学生相談に関わる教職員を対象に実施	全専任教員を対象に実施	受講を希望する教職員を対象に実施	新任教職員を対象に実施	その他	特になし
全体:n=1039	1039	168	110	25	24	42	747

教職員に対する啓発・情報提供 (設置者別)

	全体	生活指導・学生相談に関わる教職員を対象に実施	全専任教員を対象に実施	受講を希望する教職員を対象に実施	新任教職員を対象に実施	その他	特になし
国立:n=126	126	16	7	4	5	7	93
公立:n=85	85	4	12	1	1	1	70
私立:n=827	827	148	91	20	18	34	583

教職員に対する啓発・情報提供 (校種別)

	全体	生活指導・学生相談に関わる教職員を対象に実施	全専任教員を対象に実施	受講を希望する教職員を対象に実施	新任教職員を対象に実施	その他	特になし
大学:n=672	672	107	68	15	18	32	482
短期大学:n=317	317	54	37	9	5	10	228
高等専門学校:n=49	49	7	5	1	1	0	36

教職員に対する啓発・情報提供 (規模別)

	全体	生活指導・学生相談に関わる教職員を対象に実施	全専任教員を対象に実施	受講を希望する教職員を対象に実施	新任教職員を対象に実施	その他	特になし
小規模:n=740	740	110	81	14	12	26	544
中規模:n=155	155	26	13	4	3	8	111
大規模:n=143	143	32	16	7	9	8	91

Q8 教職員に対する啓発・情報提供の方法

【Q7で「特になし」以外を選択した場合のみ回答】

教職員に対する消費者問題に関する啓発・情報提供の方法について、あてはまるものをすべて選択ください。(複数選択)

教職員に対する啓発・情報提供の方法

	全体	会議等の場での情報提供	対応マニュアル等刊行物の作成・配布	メール配信	研修の実施	シンポジウム・セミナーの開催	教職員用Webサイトへの掲載	その他	特に啓発・情報提供は行っていない
全体:n=1039	1039	188	88	47	42	24	23	33	747

教職員に対する啓発・情報提供の方法（設置者別）

	全体	会議等の場での情報提供	対応マニュアル等刊行物の作成・配布	メール配信	研修の実施	シンポジウム・セミナーの開催	教職員用Webサイトへの掲載	その他	特に啓発・情報提供は行っていない
国立:n=126	126	12	12	5	8	4	3	4	78
公立:n=85	85	10	4	3	0	0	1	2	65
私立:n=827	827	166	72	39	34	20	19	27	450

教職員に対する啓発・情報提供の方法（校種別）

	全体	会議等の場での情報提供	対応マニュアル等刊行物の作成・配布	メール配信	研修の実施	シンポジウム・セミナーの開催	教職員用Webサイトへの掲載	その他	特に啓発・情報提供は行っていない
大学:n=672	672	121	58	30	30	16	19	22	376
短期大学:n=317	317	61	27	14	9	6	3	9	188
高等専門学校:n=49	49	6	3	3	3	2	1	2	29

教職員に対する啓発・情報提供の方法（規模別）

	全体	会議等の場での情報提供	対応マニュアル等刊行物の作成・配布	メール配信	研修の実施	シンポジウム・セミナーの開催	教職員用Webサイトへの掲載	その他	特に啓発・情報提供は行っていない
小規模:n=740	740	130	53	39	26	18	11	22	441
中規模:n=155	155	27	13	5	8	1	5	7	89
大規模:n=143	143	31	22	3	8	5	7	4	63

【Q7で「特になし」以外を選択した場合のみ回答】

教職員に対する消費者問題に関する啓発・情報提供の内容について、あてはまるものをすべて選択ください。(複数選択)

教職員に対する啓発・情報提供の内容

	全体	マルチ商法以外の悪質商法(キャッチセールス、アポイントメントセールス等)とその対処法	マルチ商法とその対処法	携帯電話・インターネットに関するトラブルとその対処法	クーリング・オフ等の制度や活用について	学生ローン、消費者金融等に関するトラブル(多重債務含む)とその対処法	クレジットの仕組みについて	金融商品・投資に関するトラブルとその対処法	賃貸アパート契約等の契約に関するトラブルとその対処法	食品や製品の安全と表示について	環境に配慮した商品取引について(グリーンコンシューマー等)	国際的な商品取引について(フェアトレード等)	その他
全体:n=292	292	216	201	173	161	106	64	59	42	23	13	10	19

教職員に対する啓発・情報提供の内容 (設置者別)

	全体	マルチ商法以外の悪質商法(キャッチセールス、アポイントメントセールス等)とその対処法	マルチ商法とその対処法	携帯電話・インターネットに関するトラブルとその対処法	クーリング・オフ等の制度や活用について	学生ローン、消費者金融等に関するトラブル(多重債務含む)とその対処法	クレジットの仕組みについて	金融商品・投資に関するトラブルとその対処法	賃貸アパート契約等の契約に関するトラブルとその対処法	食品や製品の安全と表示について	環境に配慮した商品取引について(グリーンコンシューマー等)	国際的な商品取引について(フェアトレード等)	その他
国立:n=33	33	21	19	20	19	10	7	6	3	0	1	0	3
公立:n=15	15	12	11	7	8	6	5	6	3	1	1	1	1
私立:n=244	244	183	171	146	134	90	52	47	36	22	11	9	15

教職員に対する啓発・情報提供の内容 (校種別)

	全体	マルチ商法以外の悪質商法(キャッチセールス、アポイントメントセールス等)とその対処法	マルチ商法とその対処法	携帯電話・インターネットに関するトラブルとその対処法	クーリング・オフ等の制度や活用について	学生ローン、消費者金融等に関するトラブル(多重債務含む)とその対処法	クレジットの仕組みについて	金融商品・投資に関するトラブルとその対処法	賃貸アパート契約等の契約に関するトラブルとその対処法	食品や製品の安全と表示について	環境に配慮した商品取引について(グリーンコンシューマー等)	国際的な商品取引について(フェアトレード等)	その他
大学:n=190	190	151	141	105	108	73	41	43	28	14	8	6	16
短期大学:n=89	89	57	55	57	47	29	21	14	13	9	4	3	3
高等専門学校:n=13	13	8	5	11	6	4	2	2	1	0	1	1	0

教職員に対する啓発・情報提供の内容 (規模別)

	全体	マルチ商法以外の悪質商法(キャッチセールス、アポイントメントセールス等)とその対処法	マルチ商法とその対処法	携帯電話・インターネットに関するトラブルとその対処法	クーリング・オフ等の制度や活用について	学生ローン、消費者金融等に関するトラブル(多重債務含む)とその対処法	クレジットの仕組みについて	金融商品・投資に関するトラブルとその対処法	賃貸アパート契約等の契約に関するトラブルとその対処法	食品や製品の安全と表示について	環境に配慮した商品取引について(グリーンコンシューマー等)	国際的な商品取引について(フェアトレード等)	その他
小規模:n=196	196	134	124	125	97	70	46	39	28	18	10	8	10
中規模:n=44	44	38	33	19	29	19	11	10	8	5	3	2	4
大規模:n=52	52	44	44	29	35	17	7	10	6	0	0	0	5

(3) 学生相談体制等

Q11 消費者問題の相談窓口

学生からの消費者問題についての相談は、どのような窓口において対応していますか。
あてはまるものをすべて選択ください。(複数選択)

消費者問題の相談窓口

	全体	学生部等、大学事務局の学生生活担当部局において対応している	学生生活全般に関する相談窓口において対応している	学生のメンタルヘルスに関する相談窓口において対応している	ハラスメントに関する専用相談窓口において対応している	弁護士による法律相談窓口において対応している	消費者問題に関する専用相談窓口において対応している	特に相談窓口を設けていない	その他
全体:n=1039	1039	754	461	350	158	19	3	100	46

消費者問題の相談窓口（設置者別）

	全体	学生部等、大学事務局の学生生活担当部局において対応している	学生生活全般に関する相談窓口において対応している	学生のメンタルヘルスに関する相談窓口において対応している	ハラスメントに関する専用相談窓口において対応している	弁護士による法律相談窓口において対応している	消費者問題に関する専用相談窓口において対応している	特に相談窓口を設けていない	その他
国立:n=126	126	68	85	38	12	1	0	18	5
公立:n=85	85	54	39	26	9	1	0	12	2
私立:n=827	827	632	337	286	137	17	3	69	39

消費者問題の相談窓口（校種別）

	全体	学生部等、大学事務局の学生生活担当部局において対応している	学生生活全般に関する相談窓口において対応している	学生のメンタルヘルスに関する相談窓口において対応している	ハラスメントに関する専用相談窓口において対応している	弁護士による法律相談窓口において対応している	消費者問題に関する専用相談窓口において対応している	特に相談窓口を設けていない	その他
大学:n=672	672	517	318	247	108	17	2	44	23
短期大学:n=317	317	226	120	90	48	2	1	37	19
高等専門学校:n=49	49	11	23	13	2	0	0	18	4

消費者問題の相談窓口（規模別）

	全体	学生部等、大学事務局の学生生活担当部局において対応している	学生生活全般に関する相談窓口において対応している	学生のメンタルヘルスに関する相談窓口において対応している	ハラスメントに関する専用相談窓口において対応している	弁護士による法律相談窓口において対応している	消費者問題に関する専用相談窓口において対応している	特に相談窓口を設けていない	その他
小規模:n=740	740	499	303	214	109	6	2	93	37
中規模:n=155	155	139	73	69	25	3	0	2	7
大規模:n=143	143	116	85	67	24	10	1	4	2

Q12 相談対応を行う教職員に対する研修

【Q11で「特に相談窓口を設けていない」以外を選択した場合のみ回答】

学生からの消費者問題に関する相談窓口において対応を行う教職員に対して消費者問題についての研修を実施していますか。(1つ選択)

相談対応を行う教職員に対する研修

	全体	研修等 は実施して いない	必要に 応じて研修 等を実施 している	定期的な 研修等 を実施して いる	その他	特に相談 窓口を設 けていな い
全体:n=1039	1039	763	122	7	47	100

相談対応を行う教職員に対する研修（設置者別）

	全体	研修等 は実施して いない	必要に 応じて研修 等を実施 している	定期的な 研修等 を実施して いる	その他	特に相談 窓口を設 けていな い
国立:n=126	126	96	5	1	6	18
公立:n=85	85	66	4	0	3	12
私立:n=827	827	601	113	6	38	69

相談対応を行う教職員に対する研修（校種別）

	全体	研修等 は実施して いない	必要に 応じて研修 等を実施 している	定期的な 研修等 を実施して いる	その他	特に相談 窓口を設 けていな い
大学:n=672	672	511	81	2	34	44
短期大学:n=317	317	226	38	4	12	37
高等専門学校:n=49	49	26	3	1	1	18

相談対応を行う教職員に対する研修（規模別）

	全体	研修等 は実施して いない	必要に 応じて研修 等を実施 している	定期的な 研修等 を実施して いる	その他	特に相談 窓口を設 けていな い
小規模:n=740	740	538	76	7	26	93
中規模:n=155	155	124	22	0	7	2
大規模:n=143	143	101	24	0	14	4

Q13 消費者問題に関する相談内容

【Q11で「特に相談窓口を設けていない」以外を選択した場合のみ回答】

相談窓口において、平成21年度中に具体的にどのような消費者問題に関する相談がありましたか。あてはまるものをすべて選択ください。(複数選択)

消費者問題に関する相談内容

	全体	携帯電話・インターネットに関するトラブルとその対処法	マルチ商法以外の悪質商法(キャッチセールス、アポイントメントセールス等)とその対処法	賃貸アパート契約等の契約に関するトラブルとその対処法	クーリング・オフ等の活用について	マルチ商法とその対処法	学生ローン、消費者金融等に関するトラブル(多重債務含む)とその対処法	金融商品・投資に関するトラブルとその対処法	クレジットの仕組みについて	食品や製品の安全と表示について	環境に配慮した商品取引について(グリーンコンシューマー等)	国際的な商品取引について(フェアトレード等)	その他	特になし
全体:n=939	939	212	118	112	75	65	29	12	9	1	1	1	24	591

消費者問題に関する相談内容 (設置者別)

	全体	携帯電話・インターネットに関するトラブルとその対処法	マルチ商法以外の悪質商法(キャッチセールス、アポイントメントセールス等)とその対処法	賃貸アパート契約等の契約に関するトラブルとその対処法	クーリング・オフ等の活用について	マルチ商法とその対処法	学生ローン、消費者金融等に関するトラブル(多重債務含む)とその対処法	金融商品・投資に関するトラブルとその対処法	クレジットの仕組みについて	食品や製品の安全と表示について	環境に配慮した商品取引について(グリーンコンシューマー等)	国際的な商品取引について(フェアトレード等)	その他	特になし
国立:n=108	108	34	15	17	11	3	1	1	0	0	0	0	3	62
公立:n=73	73	9	5	8	3	6	2	0	0	0	0	0	2	51
私立:n=758	758	169	98	87	61	56	26	11	9	1	1	1	19	478

消費者問題に関する相談内容 (校種別)

	全体	携帯電話・インターネットに関するトラブルとその対処法	マルチ商法以外の悪質商法(キャッチセールス、アポイントメントセールス等)とその対処法	賃貸アパート契約等の契約に関するトラブルとその対処法	クーリング・オフ等の活用について	マルチ商法とその対処法	学生ローン、消費者金融等に関するトラブル(多重債務含む)とその対処法	金融商品・投資に関するトラブルとその対処法	クレジットの仕組みについて	食品や製品の安全と表示について	環境に配慮した商品取引について(グリーンコンシューマー等)	国際的な商品取引について(フェアトレード等)	その他	特になし
大学:n=628	628	153	93	93	57	51	23	12	5	0	0	1	19	365
短期大学:n=280	280	51	24	19	18	14	6	0	4	1	1	0	5	203
高等専門学校:n=31	31	8	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	23

消費者問題に関する相談内容 (規模別)

	全体	携帯電話・インターネットに関するトラブルとその対処法	マルチ商法以外の悪質商法(キャッチセールス、アポイントメントセールス等)とその対処法	賃貸アパート契約等の契約に関するトラブルとその対処法	クーリング・オフ等の活用について	マルチ商法とその対処法	学生ローン、消費者金融等に関するトラブル(多重債務含む)とその対処法	金融商品・投資に関するトラブルとその対処法	クレジットの仕組みについて	食品や製品の安全と表示について	環境に配慮した商品取引について(グリーンコンシューマー等)	国際的な商品取引について(フェアトレード等)	その他	特になし
小規模:n=647	647	104	49	45	27	25	12	0	5	1	1	0	12	473
中規模:n=153	153	42	21	27	17	10	7	3	2	0	0	0	6	78
大規模:n=139	139	66	48	40	31	30	10	9	2	0	0	1	6	40

(4) 授業・ゼミにおける消費者教育の実施

Q16 消費者問題に関する講義及びゼミの受講対象者（複数選択）

消費者問題に関する講義及びゼミの受講対象者

	全体	学部1年 (短大1年、高専4年を含む)	学部2年 (短大2年、高専5年以上を含む)	学部3年	学部4年以上	博士前期 (修士)課程	博士後期 (博士)課程	社会人・ 地域住民 等(公開 講座)	いずれに も該当し ない
全体:n=921	921	386	481	404	318	25	1	17	16

消費者問題に関する講義及びゼミの受講対象者（設置者別）

	全体	学部1年 (短大1年、高専4年を含む)	学部2年 (短大2年、高専5年以上を含む)	学部3年	学部4年以上	博士前期 (修士)課程	博士後期 (博士)課程	社会人・ 地域住民 等(公開 講座)	いずれに も該当し ない
国立:n=163	163	59	71	69	51	14	1	2	8
公立:n=55	55	21	27	27	19	1	0	1	0
私立:n=703	703	306	383	308	248	10	0	14	8

消費者問題に関する講義及びゼミの受講対象者（校種別）

	全体	学部1年 (短大1年、高専4年を含む)	学部2年 (短大2年、高専5年以上を含む)	学部3年	学部4年以上	博士前期 (修士)課程	博士後期 (博士)課程	社会人・ 地域住民 等(公開 講座)	いずれに も該当し ない
大学:n=699	699	255	358	403	314	25	1	14	8
短期大学:n=196	196	125	112	1	1	0	0	2	1
高等専門学校:n=26	26	6	11	0	3	0	0	1	7

消費者問題に関する講義及びゼミの受講対象者（規模別）

	全体	学部1年 (短大1年、高専4年を含む)	学部2年 (短大2年、高専5年以上を含む)	学部3年	学部4年以上	博士前期 (修士)課程	博士後期 (博士)課程	社会人・ 地域住民 等(公開 講座)	いずれに も該当し ない
小規模:n=440	440	226	225	107	76	6	1	6	10
中規模:n=206	206	70	112	116	95	10	0	5	0
大規模:n=275	275	90	144	181	147	9	0	6	6

Q17 消費者問題に関する講義及びゼミの選択・必修の別（1つ選択）

消費者問題に関する講義及びゼミの選択・必修の別

	全体	選択科目	必修科目	単位を付 与しない 科目	いずれに も該当し ない
全体:n=921	921	766	135	2	18

消費者問題に関する講義及びゼミの選択・必修の別（設置者別）

	全体	選択科目	必修科目	単位を付与しない科目	いずれにも該当しない
国立:n=163	163	120	36	0	7
公立:n=55	55	48	6	0	1
私立:n=703	703	598	93	2	10

消費者問題に関する講義及びゼミの選択・必修の別（校種別）

	全体	選択科目	必修科目	単位を付与しない科目	いずれにも該当しない
大学:n=699	699	599	84	2	14
短期大学:n=196	196	157	36	0	3
高等専門学校:n=26	26	10	15	0	1

消費者問題に関する講義及びゼミの選択・必修の別（規模別）

	全体	選択科目	必修科目	単位を付与しない科目	いずれにも該当しない
小規模:n=440	440	350	82	1	7
中規模:n=206	206	181	21	1	3
大規模:n=275	275	235	32	0	8

Q18 該当したキーワード（複数選択）

該当したキーワード

	全体	消費者	消費生活	悪質商法 (または、 悪徳商法)	環境教育	持続可能な社会	金融教育	多重債務	生活スキル	ライフスキル	フェアトレード(または、公正取引)
全体:n=921	921	613	320	220	201	136	117	113	82	69	55

該当したキーワード（設置者別）

	全体	消費者	消費生活	悪質商法 (または、 悪徳商法)	環境教育	持続可能な社会	金融教育	多重債務	生活スキル	ライフスキル	フェアトレード(または、公正取引)
国立:n=163	163	104	50	27	42	25	14	16	6	8	10
公立:n=55	55	30	16	5	17	12	6	5	7	4	2
私立:n=703	703	479	254	188	142	99	97	92	69	57	43

該当したキーワード（校種別）

	全体	消費者	消費生活	悪質商法 (または、 悪徳商法)	環境教育	持続可能な社会	金融教育	多重債務	生活スキル	ライフスキル	フェアトレード(または、公正取引)
大学:n=699	699	460	221	162	137	99	83	84	45	42	44
短期大学:n=196	196	140	95	54	54	28	30	25	35	27	10
高等専門学校:n=26	26	13	4	4	10	9	4	4	2	0	1

該当したキーワード（規模別）

	全体	消費者	消費生活	悪質商法 (または、 悪徳商 法)	環境教育	持続可能 な社会	金融教育	多重債務	生活スキル	ライフス キル	フェア トレード(ま たは、公 正取引)
小規模:n=440	440	272	175	108	120	66	68	49	56	44	22
中規模:n=206	206	137	71	51	45	35	20	29	12	11	15
大規模:n=275	275	204	74	61	36	35	29	35	14	14	18

(5) 他機関との連携状況

Q19 学外機関との連携

学生の消費者問題に対する対応において、どのような機関と連携をしていますか。あてはまるものをすべて選択ください。(複数選択)

学外機関との連携

	全体	消費生活 センター	警察	他大学等	地方公共 団体(消 費生活セ ンター除 く) の消費者 担当部局	弁護士会	司法書士 会	大学生協	金融広報 委員会	消費者団 体	NPO等 の民間団 体	民間企業	その他	特に連携 していな い
全体:n=1039	1039	298	260	57	49	29	17	15	11	10	9	6	32	518

学外機関との連携（設置者別）

	全体	消費生活 センター	警察	他大学等	地方公共 団体(消 費生活セ ンター除 く) の消費者 担当部局	弁護士会	司法書士 会	大学生協	金融広報 委員会	消費者団 体	NPO等 の民間団 体	民間企業	その他	特に連携 していな い
国立:n=126	126	41	21	1	8	3	2	3	1	0	1	1	3	68
公立:n=85	85	36	19	3	6	1	3	0	0	0	2	0	3	34
私立:n=827	827	221	220	53	35	25	12	12	10	10	6	5	26	415

学外機関との連携（校種別）

	全体	消費生活 センター	警察	他大学等	地方公共 団体(消 費生活セ ンター除 く) の消費者 担当部局	弁護士会	司法書士 会	大学生協	金融広報 委員会	消費者団 体	NPO等 の民間団 体	民間企業	その他	特に連携 していな い
大学:n=672	672	218	189	42	35	20	11	13	8	7	8	3	20	304
短期大学:n=317	317	70	67	14	13	9	4	2	3	3	1	3	10	179
高等専門学校:n=49	49	10	4	1	1	0	2	0	0	0	0	0	2	34

学外機関との連携（規模別）

	全体	消費生活 センター	警察	他大学等	地方公共 団体(消 費生活セ ンター除 く) の消費者 担当部局	弁護士会	司法書士 会	大学生協	金融広報 委員会	消費者団 体	NPO等 の民間団 体	民間企業	その他	特に連携 していな い
小規模:n=740	740	180	156	30	34	17	13	6	7	7	7	4	23	411
中規模:n=155	155	55	51	16	9	6	1	1	3	0	0	2	4	57
大規模:n=143	143	63	53	11	6	6	3	8	1	3	2	0	5	49

Q20 消費生活センターとの連携内容

【Q19で「消費生活センター」を選択した場合のみ回答】

学生の消費者問題に対する対応において、地域の消費生活センターとどのような連携を行っていますか。あてはまるものをすべて選択ください。(複数選択)

消費生活センターとの連携内容

	全体	相談窓口の紹介	センター作成の教材・掲示物等による学生へ情報提供	学生への講義・オリエンテーション講師を依頼	個別の消費者問題相談対応における連携	教材・広報物の共同作成・配布	定期的な会議・会合の実施	学内教職員対象の研修講師を依頼	学内関係組織との認識共有・意見交換	その他
全体:n=298	298	186	171	109	49	36	7	1	1	15

消費生活センターとの連携内容 (設置者別)

	全体	相談窓口の紹介	センター作成の教材・掲示物等による学生へ情報提供	学生への講義・オリエンテーション講師を依頼	個別の消費者問題相談対応における連携	教材・広報物の共同作成・配布	定期的な会議・会合の実施	学内教職員対象の研修講師を依頼	学内関係組織との認識共有・意見交換	その他
国立:n=41	41	28	19	20	3	3	0	0	0	2
公立:n=36	36	19	24	15	6	4	3	0	0	1
私立:n=221	221	139	128	74	40	29	4	1	1	12

消費生活センターとの連携内容 (校種別)

	全体	相談窓口の紹介	センター作成の教材・掲示物等による学生へ情報提供	学生への講義・オリエンテーション講師を依頼	個別の消費者問題相談対応における連携	教材・広報物の共同作成・配布	定期的な会議・会合の実施	学内教職員対象の研修講師を依頼	学内関係組織との認識共有・意見交換	その他
大学:n=218	218	145	129	75	37	26	5	1	0	9
短期大学:n=70	70	38	38	28	12	10	2	0	1	4
高等専門学校:n=10	10	3	4	6	0	0	0	0	0	2

消費生活センターとの連携内容 (規模別)

	全体	相談窓口の紹介	センター作成の教材・掲示物等による学生へ情報提供	学生への講義・オリエンテーション講師を依頼	個別の消費者問題相談対応における連携	教材・広報物の共同作成・配布	定期的な会議・会合の実施	学内教職員対象の研修講師を依頼	学内関係組織との認識共有・意見交換	その他
小規模:n=180	180	94	101	81	25	21	4	0	1	9
中規模:n=55	55	43	34	12	9	9	1	1	0	1
大規模:n=63	63	49	36	16	15	6	2	0	0	5

(6) 今後の取組・課題について

Q23 今後の重点的な取組

貴学において、今後、特に重点的に行いたいと考えている取組について教えてください。(複数選択)

今後の重点的な取組

	全体	学生に対する啓発・情報提供	学生からの相談への対応	教職員に対する啓発・情報提供	他機関との連携の強化	授業・ゼミにおける教育	その他	特になし
全体:n=1039	1039	779	534	304	183	134	5	142

今後の重点的な取組 (設置者別)

	全体	学生に対する啓発・情報提供	学生からの相談への対応	教職員に対する啓発・情報提供	他機関との連携の強化	授業・ゼミにおける教育	その他	特になし
国立:n=126	126	88	69	35	15	14	0	19
公立:n=85	85	60	40	14	17	1	0	21
私立:n=827	827	631	425	255	151	119	5	101

今後の重点的な取組 (校種別)

	全体	学生に対する啓発・情報提供	学生からの相談への対応	教職員に対する啓発・情報提供	他機関との連携の強化	授業・ゼミにおける教育	その他	特になし
大学:n=672	672	517	353	194	126	77	4	87
短期大学:n=317	317	235	159	95	49	53	1	42
高等専門学校:n=49	49	27	22	15	8	4	0	12

今後の重点的な取組 (規模別)

	全体	学生に対する啓発・情報提供	学生からの相談への対応	教職員に対する啓発・情報提供	他機関との連携の強化	授業・ゼミにおける教育	その他	特になし
小規模:n=740	740	530	358	209	119	85	3	123
中規模:n=155	155	122	90	42	31	24	0	13
大規模:n=143	143	127	86	53	33	25	2	5

Q24 消費者教育の推進における課題

貴学において、今後、消費者教育を推進するにあたって、課題となることについて教えてください。（複数選択）

消費者教育の推進における課題

	全体	指導者や講師となる人材がない	どのような取組をすればよいかわからない	活用できる教材が少ない	予算がない	他の優先課題があり取り組めない	その他	特になし
全体:n=1039	1039	323	190	159	143	63	75	401

消費者教育の推進における課題（設置者別）

	全体	指導者や講師となる人材がない	どのような取組をすればよいかわからない	活用できる教材が少ない	予算がない	他の優先課題があり取り組めない	その他	特になし
国立:n=126	126	47	25	17	19	6	7	47
公立:n=85	85	22	15	8	9	6	6	47
私立:n=827	827	253	149	133	114	50	62	307

消費者教育の推進における課題（校種別）

	全体	指導者や講師となる人材がない	どのような取組をすればよいかわからない	活用できる教材が少ない	予算がない	他の優先課題があり取り組めない	その他	特になし
大学:n=672	672	216	130	109	91	32	48	261
短期大学:n=317	317	90	52	46	48	26	25	118
高等専門学校:n=49	49	16	7	3	3	4	2	22

消費者教育の推進における課題（規模別）

	全体	指導者や講師となる人材がない	どのような取組をすればよいかわからない	活用できる教材が少ない	予算がない	他の優先課題があり取り組めない	その他	特になし
小規模:n=740	740	226	128	106	95	45	48	298
中規模:n=155	155	52	31	31	18	8	15	50
大規模:n=143	143	44	30	21	29	9	12	53

Q25 消費者教育の推進における国への期待

貴学に消費者教育推進のために、国に期待することを教えてください。(複数選択)

消費者教育の推進における国への期待

	全体	学生向けパンフレット・教材等の作成・配布	効果的な実践事例の紹介	教職員向け対応マニュアルの作成・配布	消費者被害の最新情報等の定期的な提供	どのような内容・方法で行えばよいか等の指針の提示	大学等の教職員に対する研修	大学等への財政的支援	ホームページにおける消費者教育関連情報の充実	多様な主体が連携・協働するための仕組みの創設	教育関係者、消費者団体、企業等の関係者が一堂に会する機会の提供	イベント・シンポジウム等の開催	その他	特にな
全体:n=1039	1039	682	565	529	396	330	230	212	177	102	85	58	14	100

消費者教育の推進における国への期待 (設置者別)

	全体	学生向けパンフレット・教材等の作成・配布	効果的な実践事例の紹介	教職員向け対応マニュアルの作成・配布	消費者被害の最新情報等の定期的な提供	どのような内容・方法で行えばよいか等の指針の提示	大学等の教職員に対する研修	大学等への財政的支援	ホームページにおける消費者教育関連情報の充実	多様な主体が連携・協働するための仕組みの創設	教育関係者、消費者団体、企業等の関係者が一堂に会する機会の提供	イベント・シンポジウム等の開催	その他	特にな
国立:n=126	126	80	65	64	51	50	26	29	34	11	11	5	1	8
公立:n=85	85	55	42	34	27	16	10	11	10	8	1	2	1	17
私立:n=827	827	546	457	430	318	263	193	172	133	83	73	51	12	75

消費者教育の推進における国への期待 (校種別)

	全体	学生向けパンフレット・教材等の作成・配布	効果的な実践事例の紹介	教職員向け対応マニュアルの作成・配布	消費者被害の最新情報等の定期的な提供	どのような内容・方法で行えばよいか等の指針の提示	大学等の教職員に対する研修	大学等への財政的支援	ホームページにおける消費者教育関連情報の充実	多様な主体が連携・協働するための仕組みの創設	教育関係者、消費者団体、企業等の関係者が一堂に会する機会の提供	イベント・シンポジウム等の開催	その他	特にな
大学:n=672	672	442	382	349	267	225	154	142	126	71	55	41	9	62
短期大学:n=317	317	210	163	156	114	89	66	65	44	28	27	17	4	33
高等専門学校:n=49	49	29	19	23	15	15	9	5	7	3	3	0	1	5

消費者教育の推進における国への期待 (規模別)

	全体	学生向けパンフレット・教材等の作成・配布	効果的な実践事例の紹介	教職員向け対応マニュアルの作成・配布	消費者被害の最新情報等の定期的な提供	どのような内容・方法で行えばよいか等の指針の提示	大学等の教職員に対する研修	大学等への財政的支援	ホームページにおける消費者教育関連情報の充実	多様な主体が連携・協働するための仕組みの創設	教育関係者、消費者団体、企業等の関係者が一堂に会する機会の提供	イベント・シンポジウム等の開催	その他	特にな
小規模:n=740	740	480	378	356	245	222	157	137	99	58	47	33	8	88
中規模:n=155	155	105	95	89	80	50	41	30	38	21	17	10	4	10
大規模:n=143	143	96	91	83	71	57	31	45	40	23	21	15	2	2

5. 4 消費者教育に関する取組状況調査（都道府県・市区町村教育委員会）単純集計結果

(1) 消費者関連部局との連携について

Q1 消費者担当部局との連絡協議会の設置

貴教育委員会において、消費者担当部局と連携強化のため、連絡協議会を設置していますか。（1つ選択）

消費者担当部局との連絡協議会の設置の有無

	全体	設置している	設置していない
全体:n=984	984	33	951
都道府県 政令市:n=66	66	25	41
市町村:n=918	918	8	910

消費者担当部局との連絡協議会の設置（自治体規模別）

	全体	設置している	設置していない
合計:n=983	983	33	950
都道府県:n=47	47	20	27
政令市:n=19	19	5	14
市町村:20万人以上:n=80	80	1	79
市町村:20万人以下:n=837	837	7	830

Q3 連絡協議会の開催頻度

【Q1で「設置している」を選択した場合のみ回答】

連絡協議会の開催頻度について、あてはまるものを選択してください。（1つ選択）

連絡協議会の開催頻度

	全体	1年に1回程度	1年に2回程度	1年に3回程度	1年に4回程度	1年に5回以上	その他
全体:n=33	33	13	12	1	1	1	5

Q4 連絡協議会の構成メンバー及び主催組織

【Q1で「設置している」を選択した場合のみ回答】

連絡協議会の構成メンバーを伺います。あてはまるものをすべて選択してください。

また、連絡協議会を主催している組織を選択してください。（複数選択）

連絡協議会の構成メンバー及び主催組織

	全体	教育委員会社会教育担当部局	教育委員会学校教育担当部局	消費者担当部局(消費生活センター以外)	消費生活センター	警察	「1」～「5」以外の行政関連部局	学校関係者(教員等)	域内・近隣市区町村	弁護士会	司法書士会	金融広報委員会	消費者団体	その他
構成メンバー:n=33	33	18	30	18	20	11	18	8	2	8	7	10	3	7
主催組織:n=33	33	2	1	18	9	0	3	0	0	0	0	1	0	1

Q5 連絡協議会の活動によって得られた成果

【Q1で「設置している」を選択した場合のみ回答】

連携協議会の活動によって得られた成果を伺います。あてはまるものをすべて選択してください。（複数選択）

連絡協議会の活動によって得られた成果（連絡協議会設置自治体のみ）

	全体	関係部局との情報や課題認識が共有できた	学校や社会教育施設等への情報・教材の提供が推進・充実した	学校や社会教育施設等への専門家の派遣が推進・充実した	教員対象の研修事業が充実した	教材・広報物が新たに作成できた	関係部局が作成する教材・広報物に教育現場のニーズ等を反映させることができた	セミナー・シンポジウム等を共催した	その他	特になし
全体:n=33	33	29	17	12	9	5	3	2	1	0

Q6 連絡協議会の課題

【Q1で「設置している」を選択した場合のみ回答】

連絡協議会についてどのような課題がありますか。あてはまるものをすべて選択してください。（複数選択）

連絡協議会の課題（連絡協議会設置自治体のみ）

	全体	会議が形式的なものになっている	議論・検討すべき課題がない	それぞれの取組報告に終わっていて、施策の推進に結びつかない	ふさわしい部署が構成員になっていない	その他	特になし
全体:n=33	33	8	0	10	0	3	14

Q7 連絡協議会を設置していない理由

【Q1で「設置していない」を選択した場合】

連絡協議会を設置していない理由は何ですか。あてはまるものをすべて選択してください。（複数選択）

連絡協議会を設置していない理由（連絡協議会を設置していない自治体のみ）

	全体	業務多忙により取り組むことが難しい	協議会以外の手段で随時連携を図っている	連携の必要性を感じない	予算上の制約があり取り組むことが難しい	費用対効果に疑問を感じる	類似の協議会を設置しており、そちらで連携を図っている	その他	特になし
全体:n=951	951	258	255	131	106	36	9	45	326
都道府県 政令市:n=41	41	5	13	1	3	1	5	7	12
市町村:n=910	910	253	242	130	103	35	4	38	314

連絡協議会を設置していない理由（自治体規模別）

	全体	業務多忙により取り組むことが難しい	協議会以外の手段で随時連携を図っている	連携の必要性を感じない	予算上の制約があり取り組むことが難しい	費用対効果に疑問を感じる	類似の協議会を設置しており、そちらで連携を図っている	その他	特になし
合計:n=950	950	258	255	131	106	36	9	45	325
都道府県:n=27	27	1	7	1	2	1	5	6	7
政令市:n=14	14	4	6	0	1	0	0	1	5
市町村:20万人以上:n=79	79	15	23	9	7	1	0	8	27
市町村:20万人以下:n=830	830	238	219	121	96	34	4	30	286

Q8 消費生活センターとの連携の有無

消費生活センターと消費者教育に関して連携していますか。（1つ選択）

消費生活センターとの連携の有無

	全体	連携している	連携していない	域内に消費生活センターがない
全体:n=984	984	147	640	197
都道府県 政令市:n=66	66	47	19	0
市町村:n=918	918	100	621	197

消費生活センターとの連携の有無（自治体規模別）

	全体	連携している	連携していない	域内に消費生活センターがない
合計:n=983	983	147	639	197
都道府県:n=47	47	36	11	0
政令市:n=19	19	11	8	0
市町村:20万人以上:n=80	80	21	59	0
市町村:20万人以下:n=837	837	79	561	197

Q9 消費生活センターとの連携内容

【Q8で「連携している」と選択した場合のみ回答】

消費生活センターとの連携で実施している内容はどのようなものですか。あてはまるものをすべて選択してください。（複数選択）

消費生活センターとの連携内容

	全体	学校や社会教育施設等への情報・教材の提供	学校や社会教育施設等への専門家の派遣	教員対象の研修事業の実施	教材・広報物を共同で作成・配布	広報物等で消費生活センターの情報を提供	セミナー・シンポジウムの開催	その他
全体:n=147	147	90	78	23	16	62	17	13

(2) 社会教育関連の取組について

Q10 教育委員会が実施した社会教育関連の消費者教育の取組の有無

貴教育委員会が平成21年度に実施した、または平成22年度に実施を予定している消費者教育関連の取組がありますか。(複数選択)

教育委員会が実施した社会教育関連の消費者教育の取組の有無

	全体	教育委員会の 予算で実施し ている取組が ある	教育委員会 の関連団体・組 織の予算で実 施している取 組がある	教育委員会の 予算で実施し ている取組は ないが、他部 局の予算で実 施している取 組に協力して いる	教育委員会及 び関連団体・ 組織の予算で 実施している 取組はない。 また、他部局 の取組につい ては承知して いない
全体:n=984	984	104	34	148	719
都道府県 政令市:n=66	66	7	7	27	30
市町村:n=918	918	97	27	121	689

教育委員会が実施した社会教育関連の消費者教育の取組の有無 (自治体規模別)

	全体	教育委員会の 予算で実施し ている取組が ある	教育委員会 の関連団体・組 織の予算で実 施している取 組がある	教育委員会の 予算で実施し ている取組は ないが、他部 局の予算で実 施している取 組に協力して いる	教育委員会及 び関連団体・ 組織の予算で 実施している 取組はない。
合計:n=983	983	104	34	148	718
都道府県:n=47	47	3	6	20	20
政令市:n=19	19	4	1	7	10
市町村:20万人以上:n=80	80	10	6	18	52
市町村:20万人以下:n=837	837	87	21	103	636

Q11 消費者教育関連の取組内容

【Q10で「教育委員会及び関連団体・組織の予算で実施している取組はない」以外を選択した場合のみ回答】

貴教育委員会が実施・協力している消費者教育関連の取組について、あてはまるものをすべて選択してください。(複数選択)

消費者教育関連の取組内容

	全体	住民対象 の学級・ 講座の実 施	住民対象 の指導者 養成講座 の実施	イベント・ シンポジ ウム等の 開催	パンフ レット等 の配布に よる情報 提供	消費者教 育実施団 体への補 助・支援	見守りボ ランティア 等の登 録・派遣	その他
全体:n=287	287	181	8	23	100	13	3	36
教育委員会の予算で実施:n=105	105	94	0	2	5	1	0	9
関連団体・組織の予算で実施:n=34	34	22	2	6	9	5	0	3
他部局の取組みに協力:n=148	148	65	6	15	86	7	3	24

Q12 教育委員会が実施している取組における講師の属性

【Q11 で「住民対象の学級・講座の実施」,「住民対象の指導者養成講座の実施」を選択し、教育委員会の予算で実施している場合】

住民対象の学級・講座や指導者養成講座を担当している講師の属性について伺います。あてはまるものをすべて選択してください。(複数選択)

教育委員会が実施している取組における講師の属性

	全体	教育委員会職員(社会教育主事等)	消費者担当部局職員	警察官	「1」~「3」以外の行政職員	行政職員以外の消費生活関連の有資格者(消費生活専門相談員等)	大学教員	弁護士	司法書士	民間企業	地域の消費者団体	NPO等の民間団体	その他
全体:n=94	94	7	30	26	15	28	8	2	1	10	7	7	11

Q13 教育委員会が実施している取組における効果測定の有無

【Q11 で「住民対象の学級・講座の実施」,「住民対象の指導者養成講座の実施」を選択し、教育委員会の予算で実施している場合】

住民対象の学級・講座や指導者養成講座について教育効果の把握をしていますか。(複数選択)

教育委員会が実施している取組における効果測定の有無

	全体	講座受講後に受講者アンケート等を実施し、主観的な効果を確認している	講座受講後に受講者アンケート等を実施し、知識レベルの確認をしている	教育効果の把握は特に行っていない	その他
全体:n=94	94	36	3	52	5

Q15 消費者教育関連の取組事例の内容 (複数選択)

【Q14 で「事例について回答する」を選択した場合のみ回答】

※複数事例について回答した教育委員会は、教育委員会単位で集計した。

消費者教育関連の取組事例の内容

	全体	マルチ商法とその対処法	マルチ商法以外の悪質商法(キャッチセールス、アポイントメントセールス等)とその対処法	金融商品・投資に関するトラブルとその対処法	振り込み詐欺とその対処法	消費者金融等に関するトラブル(多重債務含む)とその対処法	携帯電話・インターネットに関するトラブルとその対処法	クーリング・オフ等の制度やその活用について	クレジットの仕組みについて	食品や製品の安全と表示について	環境に配慮した商品取引について(グリーンシューマー等)	国際的な商品取引について(フェアトレード等)	その他
全体:n=164	164	87	98	55	97	50	69	94	33	39	8	6	33

Q16 消費者教育関連の取組事例の対象者（複数選択）

【Q14で「事例について回答する」を選択した場合のみ回答】

※複数事例について回答した教育委員会は、教育委員会単位で集計した。

消費者教育関連の取組事例の対象者

	全体	対象の限定なし	女性のみ対象	高齢者（おおむね60歳以上）のみ対象	その他特定層対象
全体:n=164	164	72	5	45	65

Q17 消費者教育関連の取組の開始年度（一つ選択）

【Q14で「事例について回答する」を選択した場合のみ回答】

※複数事例について回答した教育委員会は、教育委員会単位で集計した。

消費者教育関連の取組の開始年度

	全体	平成20年度以前から継続して実施	平成21年度に初めて実施	平成22年度に初めて実施（予定）
全体:n=164	164	125	42	20

Q18 社会教育施設主催の消費者教育の実施状況の把握について

所管する公民館（市町村のみ）・生涯学習センター等の社会教育施設が平成21年度に主催した、又は平成22年度に主催予定の消費者教育の実施状況を把握していますか。

（1つ選択）

社会教育施設主催の消費者教育の実施状況の把握について

	全体	実施状況をおおむね把握している	実施状況を一部把握している	把握していない	その他
全体:n=983	983	303	79	517	84
都道府県 政令市:n=65	65	12	9	40	4
市町村:n=918	918	291	70	477	80

Q20 社会教育施設主催の取組事例の実施内容

【Q19で「事例について回答する」を選択した場合のみ回答】

※複数事例について回答した教育委員会は、教育委員会単位で集計した。

社会教育施設主催の取組事例の実施内容

	全体	マルチ商 法とその 対処法	マルチ商 法以外の 悪質商法 (キャッチ セールス、アポ イントセル ス等)とそ の対処法	金融商 品・投資 に関する トラブルと その対処 法	振り込め 詐欺とそ の対処法	消費者金 融等に関 するトラ ブル(多重 債務含む) とその対 処法	携帯電 話・イン ターネッ トに関す るトラブ ルとその 対処法	クーリ ング・オ フ等の 制度や その活 用につ いて	クレジ ットの 仕組み につ いて	食品や 製品の 安全に ついて	環境に 配慮し た商品 取引に ついて (グリー ンコン シュー マー等)	国際的 な商品 取引に ついて (フェア トレード 等)	その他
全体:n=159	159	60	90	34	111	29	38	70	8	23	3	2	26

Q21 社会教育施設主催の取組の具体例の対象者（複数選択）

【Q19で「事例について回答する」を選択した場合のみ回答】

※複数事例について回答した教育委員会は、教育委員会単位で集計した。

社会教育施設主催の取組の具体例の対象者

	全体	対象の限 定なし	女性のみ 対象	高齢者 (おおむ ね60歳 以上)の み対象	その他特 定層対象
全体:n=159	159	74	7	94	31

Q22 社会教育施設主催の取組事例の事業開始年度（単一選択）

【Q19で「事例について回答する」を選択した場合のみ回答】

※複数事例について回答した教育委員会は、教育委員会単位で集計した。

社会教育施設主催の取組事例の事業開始年度

	全体	平成20年 度以前か ら継続し て実施	平成21年 度に初め て実施	平成22年 度に初め て実施 (予定)
全体:n=159	159	115	66	25

(3) 学校教育関連の取組について

Q23 学校における消費者教育の実施状況の把握について

貴教育委員会において、所管の学校（設置している学校）が平成21年度に実施した、または平成22年度に実施予定の取組を把握していますか。（1つ選択）

学校における消費者教育の実施状況の把握について

	全体	実施状況をおおむね把握している	実施状況を一部把握している	把握していない	その他
全体:n=984	984	174	189	604	17
都道府県 政令市:n=66	66	12	31	22	1
市町村:n=918	918	162	158	582	16

Q25 学校の消費者教育事例における外部講師の状況について（単一選択）

【Q24で「事例について回答する」を選択した場合のみ回答】

※複数事例について回答した教育委員会は、教育委員会単位で集計した。

学校の消費者教育事例における外部講師の状況について

	全体	教育委員会職員(社会教育主事等)	消費者担当当局職員(「3」を除く)	消費生活センター職員(相談員含む)	警察官	1~4以外の行政職員	行政職員以外の消費生活関連の有資格者(消費生活専門相談員等)	大学教員	弁護士	司法書士	民間企業	地域の消費者団体	NPO等の民間団体	その他	学校外からの講師等を招いていない
全体:n=156	156	7	5	25	18	16	5	7	7	3	28	1	11	26	72

Q26 学校の消費者教育事例の内容について

【Q24で「事例について回答する」を選択した場合のみ回答】

※複数事例について回答した教育委員会は、教育委員会単位で集計した。

学校の消費者教育事例の内容について

	全体	マルチ商法とその対処法	マルチ商法以外の悪質商法(キャッチセールス、アポイントメントセールス等)とその対処法	金融商品・投資に関するトラブルとその対処法	振り込み詐欺とその対処法	消費者金融等に関するトラブル(多重債務含む)とその対処法	携帯電話・インターネットに関するトラブルとその対処法	クーリング・オフ等の制度やその活用について	クレジットの仕組みについて	食品や製品の安全と表示について	環境に配慮した商品取引について(グリーンシューマー等)	国際的な商品取引について(フェアトレード等)	その他
全体:n=156	156	52	63	24	39	39	90	74	50	53	30	10	40

Q27 学校の消費者教育事例の事業開始年度について

【Q24で「事例について回答する」を選択した場合のみ回答】

※複数事例について回答した教育委員会は、教育委員会単位で集計した。

学校の消費者教育事例の事業開始年度について

	全体	平成20年度以前から継続して実施	平成21年度に初めて実施	平成22年度に初めて実施(予定)
全体:n=156	156	143	35	8

Q28 教職員研修における消費者教育の取扱い状況

貴教育委員会が平成21年度に実施した、または平成22年度に実施予定の教職員対象の研修において、消費者教育に関する内容を扱っていますか。※他機関が主催する研修への教職員の派遣も含まれます。(1つ選択)

教職員研修における消費者教育の取扱い状況

	全体	扱っている	扱っていない	現在は扱っていないが、今後実施予定	研修は実施していない	その他
全体:n=984	984	71	546	17	344	6
都道府県 政令市:n=66	66	34	18	2	11	1
市町村:n=918	918	37	528	15	333	5

Q29 教職員研修における消費者教育の内容について

【Q28で「扱っている」を選択した場合のみ回答】

貴教育委員会で実施している教職員研修制度の実施内容について伺います。あてはまるものをすべて選択してください。(複数選択)

教職員研修における消費者教育の内容について

	全体	消費者教育に特化した研修を実施している	研修の一部に消費者教育にかかる内容を含む研修を実施している	他機関が主催する研修に教職員を派遣している派遣先等
全体:n=71	71	18	39	19

Q31 教育委員会と消費者担当部局との人事交流

貴教育委員会においては、消費者担当部局との人事交流を図っていますか。(複数選択)

教育委員会と消費者担当部局との人事交流

	全体	消費者担当部局に 教員を配置している (長期研修含む)	消費者担当部局に 教育委員会経験者を 配置している	教育委員会に消費者 担当部局経験を配置し ている	その他	特になし
全体:n=984	984	1	11	12	18	949

(4) 消費者教育に関する今後の取組・課題について

Q33 消費者教育に関する今後の重点課題

貴教育委員会において、今後、特に重点的に行いたいと考えている取組について教えてください。(複数選択)

消費者教育に関する今後の重点課題

	全体	学校における消費者 教育の充実	消費者担当部局との 連携の強化	住民を対象とした 啓発・情報提供	学校教職員への研 修	社会教育施設にお ける消費者教育の 充実	学校教育の教材の 作成	教員の指導マニ ュアル、指導者手引 きの作成	社会教育における 消費者教育の担い 手の育成	社会教育の教材の 作成	その他	特になし
全体:n=984	984	361	172	163	149	131	58	32	19	12	13	359
都道府県 政令市:n=66	66	44	13	2	19	7	4	2	1	1	2	14
市町村:n=918	918	317	159	161	130	124	54	30	18	11	11	345

消費者教育に関する今後の重点課題 (自治体規模別)

	全体	学校における消費者 教育の充実	消費者担当部局との 連携の強化	住民を対象とした 啓発・情報提供	学校教職員への研 修	社会教育施設にお ける消費者教育の 充実	学校教育の教材の 作成	教員の指導マニ ュアル、指導者手引 きの作成	社会教育における 消費者教育の担い 手の育成	社会教育の教材の 作成	その他	特になし
合計:n=983	983	361	172	163	149	131	58	32	19	12	13	358
都道府県:n=47	47	32	12	2	16	5	3	0	1	1	2	8
政令市:n=19	19	12	1	0	3	2	1	2	0	0	0	6
市町村:20万人以上:n=80	80	34	11	5	13	9	10	3	1	0	1	30
市町村:20万人以下:n=837	837	283	148	156	117	115	44	27	17	11	10	314

Q34 消費者教育を推進する際の課題

貴教育委員会において、今後、消費者教育を推進するにあたって、課題となることについて教えてください。(複数選択)

消費者教育を推進する際の課題

	全体	指導者や 講師とな る人材が いない	予算がな い	どのよ うな取 組をす ればよ いかわ らない	活用で きる教 材が少 ない	他の優 先課題 があり 取り組 めない 他の課 題の具 体例	その他	特になし
全体:n=984	984	254	244	217	194	84	47	320
都道府県 政令市:n=66	66	15	26	2	14	8	8	22
市町村:n=918	918	239	218	215	180	76	39	298

消費者教育を推進する際の課題（自治体規模別）

	全体	指導者や講師となる人材がない	予算がない	どのような取組をすればよいかわからない	活用できる教材が少ない	他の優先課題があり取り組めない	その他	特になし
合計:n=983	983	254	244	217	194	84	47	319
都道府県:n=47	47	10	20	0	9	6	6	14
政令市:n=19	19	5	6	2	5	2	2	8
市町村:20万人以上:n=80	80	9	15	7	22	7	8	28
市町村:20万人以下:n=837	837	230	203	208	158	69	31	269

Q35 消費者教育推進のために国に期待すること

貴教育委員会における消費者教育推進のために、国に期待することを教えてください。
 （複数選択）

消費者教育推進のために国に期待すること

	全体	効果的な実践事例の紹介	パンフレット・教材等の作成・配布	どのような内容・方法で行えばよいか等の指針の提示	消費者被害の最新情報等の定期的な提供	ホームページにおける消費者教育関連情報の充実	学級・講座の実施のための指導者養成の推進	消費者教育実施団体への財政的支援	多様な主体が連携・協働するための仕組みの創設	消費者教育実施団体への財政的支援	教育関係者、消費者団体、企業等の一室に会える機会の提供	イベント・シンポジウム等の開催	その他	特になし
全体:n=984	984	498	400	373	189	161	142	84	83	57	46	19	16	175
都道府県 政令市:n=66	66	37	31	15	17	24	11	13	9	3	3	0	1	6
市町村:n=918	918	461	369	358	172	137	131	71	74	54	43	19	15	169

消費者教育推進のために国に期待すること（自治体規模別）

	全体	効果的な実践事例の紹介	パンフレット・教材等の作成・配布	どのような内容・方法で行えばよいか等の指針の提示	消費者被害の最新情報等の定期的な提供	ホームページにおける消費者教育関連情報の充実	学級・講座の実施のための指導者養成の推進	消費者教育実施団体への財政的支援	多様な主体が連携・協働するための仕組みの創設	消費者教育実施団体への財政的支援	教育関係者、消費者団体、企業等の一室に会える機会の提供	イベント・シンポジウム等の開催
合計:n=983	983	498	400	373	189	161	142	84	83	57	46	19
都道府県:n=47	47	28	20	9	13	16	10	9	7	2	3	0
政令市:n=19	19	9	11	6	4	8	1	4	2	1	0	0
市町村:20万人以上:n=80	80	44	34	23	13	21	10	5	5	6	1	2
市町村:20万人以下:n=837	837	417	335	335	159	116	121	66	69	48	42	17